

ハンガリー

商標法

2009年10月1日に統合した商標及び地理的表示の保護に関する1997年法律 XI

目次

第 I 部 商標保護

第 I 章 商標保護の内容

第 1 条 識別可能な標識

第 2 条 拒絶の絶対的理由

第 3 条

第 4 条 拒絶の相対的理由

第 5 条

第 6 条

第 7 条 同意書

第 8 条 登録要件

第 II 章 商標保護によって与えられる権利及び義務

第 9 条 商標保護を受ける権利

第 10 条 商標保護の成立

第 11 条 保護期間

第 12 条 商標保護によって与えられる権利

第 13 条 参照著作物における商標の複製

第 14 条 代理人による商標の不法な使用

第 15 条 商標保護の制限

第 16 条 商標保護によって与えられる権利の消尽

第 17 条 黙認

第 18 条 商標の使用

第 III 章 財産権の対象としての商標及び商標保護

第 19 条 権原の承継

第 20 条 質権

第 21 条 商標保護を受ける共同の権利及び共有商標の保護

第 22 条 民法の規定の適用

第 IV 章 商標ライセンス契約

第 23 条 商標ライセンス契約の締結

第 24 条 当事者の権利及び義務

第 25 条 ライセンス契約の終了

第 26 条 ライセンス契約に関する規定の効力

第V章 侵害

第27条 商標侵害

第28条 商標侵害に係る関税法の効果

第29条 商標侵害の場合における出願人及び使用権者の権利

第VI章 商標保護の消滅

第30条 消滅の態様

第31条 保護期間の満了を理由とする部分的消滅

第32条 保護の放棄

第33条 取消

第34条 不使用を理由とする権利取消

第35条 識別性の欠如又は欺瞞性を帯びるに至ったことを理由とする権利取消

第35/A条 権原承継人のない所有者の解散を理由とする権利取消

第36条 ロイヤルティの返還請求

第II部 ハンガリー特許庁における商標事項に関する手続

第VII章 商標手続に適用される一般規定

第37条 ハンガリー特許庁の管轄

第38条 行政手続の一般規則の適用

第39条 ハンガリー特許庁の決定

第40条 事実の確定

第41条 期限

第42条 原状回復

第43条 手続の停止

第44条 代理

第45条 使用言語

第46条 ファイルの閲覧

第46/A条 法的救済

第46/B条 司法執行

第46/C 費用及び手数料

第46/D条 電子行政及び庁の電子サービス

第VIII章 商標事項に関して備える登録簿、公衆に対する情報

第47条 商標出願登録簿、商標登録簿

第48条 商標登録簿への記入

第49条 公衆に対する情報

第49/A条

第IX章 商標登録手続

第50条 商標出願及びその要件

第 50/A 条 電子様式での商標出願

第 51 条 出願日

第 52 条 標識の単一性, 商品又はサービスの一覧

第 53 条 優先権

第 54 条 博覧会証明書

第 55 条 出願に関する審査

第 56 条

第 57 条 一定のデータの伝達(廃止)

第 58 条 所見

第 59 条 方式要件に関する審査

第 60 条 先の権利の調査

第 60/A 条 調査報告において示された先の権利の所有者への通知

第 61 条 職権による実体審査

第 61/A 条 商標出願の公告

第 61/B 条 異議申立に基づく実体審査

第 61/C 条

第 61/D 条

第 61/E 条

第 61/F 条

第 61/G 条

第 61/H 条

第 62 条 出願の補正及び分割

第 63 条

第 64 条 商標登録

第 64/A 条 加速手続

第 X 章 商標事項に関するその他の手続

第 65 条 更新手続

第 65/A 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条 分割手続

第 69 条

第 70 条

第 71 条 期間満了及び放棄を理由とする消滅

第 72 条 取消手続

第 73 条

第 73/A 条

第 74 条

第 75 条 不使用, 識別性の喪失, 欺瞞性を帯びるに至ったこと又は権原承継人のない所有者の解散を理由とする権利取消

第 76 条

第 III 部 共同体商標制度に関する規定

第 X/A 章 共同体商標及び共同体商標出願

第 76/A 条 一般規定

第 76/B 条 共同体商標出願の転送

第 76/C 条 先の商標としての共同体商標

第 76/D 条 共同体商標侵害の法的効果

第 76/E 条 国内商標出願への変更

第 76/F 条 共同体商標の優先順位

第 76/G 条 (廃止)

第 76/H 条 共同体商標裁判所

第 IV 部 国際商標登録に関する規定

第 X/B 章 国際商標出願に関する一般規定

第 76/I 条 一般規定

第 X/C 章 協定に基づいてなされた国際商標出願

第 76/J 条 ハンガリー特許庁の仲介を経てなされた出願

第 76/K 条

第 76/L 条

第 76/M 条 国際登録から生じる保護の、ハンガリー特許庁の仲介を経たその後の拡大

第 76/N 条 ハンガリー共和国を指定する出願

第 76/O 条

第 76/P 条

第 76/R 条 譲渡及びライセンス契約の効力の拒絶

第 76/S 条 国際商標の無効

第 76/T 条 補足登録簿

第 X/D 章 議定書に基づいてなされた国際商標出願

第 76/U 条 ハンガリー特許庁の仲介を経てなされた出願

第 76/V 条 協定に基づいてなされた国際商標出願に関する規定の適用

第 76/Z 条 国際登録の国内出願への変更

第 V 部 商標事件における裁判手続

第 XI 章 ハンガリー特許庁の決定の再審理

第 77 条 再審理の請求

第 78 条 管轄権及び権限

- 第 79 条 再審理請求に関する訴訟手続に適用される規則
- 第 80 条 公開性
- 第 81 条 不適合
- 第 82 条 訴訟手続当事者及びその他の参加人
- 第 83 条
- 第 84 条
- 第 85 条 代理
- 第 86 条 訴訟手続の費用
- 第 87 条 不作為
- 第 88 条 原状回復
- 第 88/A 条 請求に基づく措置
- 第 89 条 聴聞及び証拠調べ
- 第 90 条 決定
- 第 91 条
- 第 92 条
- 第 93 条
- 第 94 条 (廃止)

第 XII 章 商標訴訟

- 第 95 条 商標訴訟に適用される規則

第 VI 部 団体標章及び証明標章

第 XIII 章 団体標章

- 第 96 条 団体標章
- 第 97 条 団体標章の使用に適用される規約
- 第 98 条 団体標章保護の譲渡
- 第 99 条 団体標章保護の消滅
- 第 100 条 団体標章保護により与えられる権利の執行

第 XIV 章 証明標章

- 第 101 条 証明標章

第 XV 章 商標に関する規定の団体標章及び証明標章への適用

- 第 102 条 商標に関する規定の適用

第 VII 部 地理的表示の保護

第 XVI 章 保護の内容、与えられる権利、侵害及び保護の消滅

- 第 103 条 保護を受けることができる地理的表示及び原産地名称
- 第 104 条

- 第 105 条 除外理由
- 第 106 条
- 第 107 条 登録要件, 保護を受ける権利
- 第 108 条 保護の成立及び期間
- 第 109 条 保護によって与えられる権利
- 第 110 条 保護の侵害
- 第 111 条 保護の消滅

第 XVII 章 地理的表示の保護に関する手続

- 第 112 条 ハンガリー特許庁における手続の一般規則
- 第 113 条 地理的表示の登録手続
- 第 113/A 条
- 第 114 条 取消及び権利取消に関する手続
- 第 115 条 地理的表示の保護に関する裁判手続
- 第 116 条 蒸留酒の地理的表示の調査

第 VIII 部 一定の地理的表示の共同体保護及び原産地名称の国際登録に関する規定

第 XVII/A 章 農産品及び食料品, ぶどう酒並びに蒸留酒に係る地理的表示の共同体保護に関する規定

- 第 116/A 条
- 第 116/B 条
- 第 116/C 条

第 XVII/B 章 原産地名称の国際登録に関する規定

- 第 116/D 条 一般規定
- 第 116/E 条 ハンガリー特許庁の仲介を経てなされた出願
- 第 116/F 条
- 第 116/G 条
- 第 116/H 条
- 第 116/I 条 国際事務局により登録された国際原産地名称
- 第 116/J 条
- 第 116/K 条

第 IX 部 最終規定

第 XVIII 章 施行, 経過規定及び改訂規定

- 第 117 条 本法の施行に関する規定の制定及び経過規定
- 第 118 条
- 第 119 条—第 120 条 (廃止)
- 第 121 条 授権

第 122 条 欧州連合の法律の遵守

第 I 部 商標保護

第 I 章 商標保護の内容

第 1 条 識別可能な標識

- (1) 商標保護は、視覚的に表示することができるすべての標識に付与される。ただし、これらの標識により商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することが可能であることを条件とする。
- (2) 商標保護を付与される標識は、特に次のとおりである。
- (a) 個人の名称及び標語を含む単語、単語の組合せ
 - (b) 文字、数字
 - (c) 図、絵
 - (d) 商品又は商品の包装の形状を含む平面的又は立体的な形
 - (e) 色彩、色彩の組合せ、光信号、ホログラム
 - (f) 音響信号、及び
 - (g) (a) から (f) に基づく標識の組合せ

第 2 条 拒絶の絶対的理由

- (1) 第 1 条の要件を満たさない標識は、商標保護を付与されない。
- (2) 次の場合は、標識は商標保護の対象から除外される。
- (a) 当該標識が識別性に欠けている場合、特に、当該標識が、専ら、取引において種類、品質、数量、意図した目的、価格、原産地、又は商品の生産若しくはサービスの提供の時期、又は商品若しくはサービスのその他の特徴を示すのに役立つことができ、又は現用の言語若しくは商慣習において慣行となった標識若しくは表示から成る場合
 - (b) 当該標識が、専ら、商品自体の性質に起因する形状、技術的結果を得るために必要な形状又は商品に実質的な価値を与える形状から成る場合
- (3) 標識が優先日の前後を問わず識別性を獲得したときは、当該標識は、(2) (a) に従って商標保護の対象から除外してはならない。

第 3 条

- (1) 標識は、次の場合は、商標保護を付与されない。
- (a) 当該標識が公序良俗に反する場合
 - (b) 当該標識が、商品又はサービスの性質、品質、原産地又はその他の特徴に関して消費者を欺く虞がある場合
 - (c) 当該標識の登録出願が、悪意でなされた場合
- (2) 標識は、次の場合は、商標保護の対象から除外される。
- (a) 当該標識が、工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3(1) にいう紋章から成り、又はそれを含む場合。ただし、当該標識が第 6 条の 3(3) に従って通知されていることを条件とする。
 - (b) 当該標識が、(a) の対象となっていない記章、表象又は盾の紋地であって、公益性のあるものから成る場合、又は当該記章、表象又は盾の紋地を含む場合

(c) 当該標識が、専ら、宗教的又はその他の信念に密接な関連を有する表象から成る場合
(3) (2) (a) 及び(b)に基づいて定義された紋章が 1 要素となるに過ぎない標識に対しては、管轄当局の同意を得て、商標保護が付与される。

(4) 標識が本法又は欧州共同体法に従って登録された地理的表示から成り又は当該表示を含む場合は、商標保護を付与することができない。この規定は、当該地理的表示に対応する地理的区域を出所としない商品、又は本法若しくは欧州共同体法の規定に基づき何れかの他の理由で当該地理的表示を用いることができない商品に適用する。

第 4 条 拒絶の相対的理由

(1) 標識は、次の場合は、商標保護を付与されない。

(a) 同一の商品又はサービスに関して、遅い優先日の標識が先の商標と同一である場合

(b) 当該標識の先の商標との同一性及び類似性及び商品又はサービスの同一性及び類似性のために、消費者において混同が生じる虞がある場合

(c) 類似していない商品又はサービスに関して、優先日が遅い標識がハンガリーにおいて評判のよい先の商標と同一であるか又は類似する場合であって、後の標識の正当な理由のない使用が先の商標の識別性及び評判を不正に利用することになるか又はこれを害うことになる場合

(2) 「先の商標」とは、先の優先日を以て登録出願が行われた商標、又は(1) (a) 及び(b)の適用上、登録されていない場合であっても、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づき、ハンガリーにおいてより早く周知のものとなった標識をいう。「先の商標」は、標識の登録の有無によっては、先の商標出願をも意味する。

(3) 標識が第 18 条の規定に従って所有者によって使用されていない先の商標に抵触する場合は、当該標識について商標保護を拒絶することはできない。

(4) 本法の適用上、混同の虞には、先の商標との連想の虞が含まれる。

第 5 条

(1) 標識は、次の場合は、商標保護を付与されない。

(a) 当該標識が他人の先の人格権、特に名称又は個人の肖像における権利を侵害することになる場合

(b) 当該標識が、保護された植物品種の名称との抵触を含めて、他人の先の著作権又は工業所有権と抵触することになる場合

(2) 標識には、次の場合は、商標保護を付与してはならない。

(a) 先使用者の同意のない当該標識の使用が法律違反になる場合において、当該標識が登録なしにハンガリーにおいて事実上使用されてきたとき

(b) 同一の又は類似の商品又はサービスに関して、当該標識が、保護の満了を理由として消滅し、かつ、消滅から 2 年が経過していない商標と同一であるか又はこれに類似している場合。ただし、当該先の商標が第 18 条の規定に従って使用されていなかった場合は、この限りでない。

(3) 権利、使用又は期間の満了が(1) 及び(2)にいう意味で先とみなすか否かを決定するに当たっては、登録出願の優先権を考慮に入れなければならない。

第6条

標識は、代理人がその所有者の承認を得ないで自己名義で登録出願をした場合は、商標保護の対象から除外される。ただし、代理人が自己の行動の正当性を証明した場合は、この限りでない。

第7条 同意書

(1) 先の権利の所有者が後の標識の登録に同意している場合は、当該標識は、第4条及び第5条に従って商標保護を拒絶することはできない。

(2) 同意書は、十分な根拠を備える公文書又は私文書として作成された場合に有効とする。

(3) 同意書は、錯誤、詐欺又は脅迫を理由とする契約の回避のための訴訟に関する民法の規定に基づいて争うことができる。同意書は、取り下げることができず、裁判所の判決をもって代えることもできない。

第8条 登録要件

(1) 商標保護は、次の場合は標識に付与される。

(a) 当該標識が、第1条の要件を満たし、第2条から第7条の条までの条件に基づいて商標保護の対象から除外されておらず、かつ

(b) 関連の出願が本法に定める要件を満たしている場合

第II章 商標保護によって与えられる権利及び義務

第9条 商標保護を受ける権利

(1) 商標の法的保護を受ける権利(以下「商標保護」という)は、本法に定める手続に従って当該商標を登録した者に属する。

(2) 如何なる自然人、法人又は法人格のない会社も、経済活動に従事しているか否かに係わりなく、商標保護を申請することができる。

(3) 2以上の者が共同で登録を出願した場合は、商標保護は、出願した者の共有とする。2以上の者がその権利を有する場合は、別段の規定がない限り、当該権利は、出願した者に均等に属するものとみなす。

第10条 商標保護の成立

商標保護は、登録によって開始し、出願日に遡って有効とする。

第11条 保護期間

(1) 商標の保護期間は、出願日に始まる10年間とする。

(2) 商標保護は、更に10年間ごとに更新することができる。更新の場合は、新たな保護期間は、以前の期間の満了日の翌日に開始する。

第12条 商標保護によって与えられる権利

(1) 商標保護は、その所有者に当該商標を使用する排他権を与える。

(2) 所有者は、排他的使用権に基づいて、自己の同意を得ていない者が業として次の標識を

使用することを防止する権利を有する。

(a) 商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスに係る当該商標と同一の標識

(b) 当該商標との同一性若しくは類似性及び当該商品又はサービスの同一性若しくは類似性のために、公衆において混同が生じる虞があるような標識、又は

(c) 商標が登録されている商品及びサービスと同一でないか若しくは類似していない商品及びサービスに係る当該商標と同一の若しくは類似している標識。ただし、当該商標がハンガリーにおいて評判がよく、かつ、標識の正当な理由のない使用が当該商標の識別性又は評判を不正に利用することになるか又はこれを害うことになることを条件とする。

(3) 特に次のことは、(2)に基づいて禁止される。

(a) 当該標識を商品又はその包装に付すこと

(b) 当該標識の下に当該商品を市場に出すか若しくは販売を申し出ること、又はそのような目的のために当該商品を貯蔵すること

(c) 当該標識の下にサービスを申し出るか又は供給すること

(d) 当該標識の下に当該商品を輸入又は輸出すること

(e) 業務上の通信及び広告において当該標識を使用すること

第13条 参照著作物における商標の複製

辞書、用語集、百科事典又は類似の参照著作物における商標の複製により、当該商標はそれが登録された商品又はサービスの一般名称となっているという印象が与えられる場合は、これら著作物の出版者は、商標の所有者の請求により、遅くともその出版物の次の版において、当該商標が登録されており、商標保護の下にあることを示さなければならない。

第14条 代理人による商標の不法な使用

商標が、所有者の許可を受けていない代理人の名義で登録された場合は、所有者は、自己の商標の代理人による無許可の使用に対して異議を申し立てる権利を有する。ただし、代理人が自己の行為の正当性を証明する場合は、この限りでない。

第15条 商標保護の制限

(1) 商標保護は、第三者が業として公正な取引慣行の要件に従って次のものを使用することを禁止する権利を所有者に与えるものではない。

(a) 自己の名称又は宛先

(b) 当該商品又はサービスの種類、品質、数量、意図した目的、価格、原産地、生産若しくは提供の時期又はその他の特徴に関する表示

(c) 当該商品又はサービスの意図した目的を示すのに必要な場合、特に付属品又は予備部品の場合は、当該商標

(2) (1) (a)に基づいて、自然人に限り、当該商標の所有者に対して自己の名称又は宛先の使用を主張することができる。

第16条 商標保護によって与えられる権利の消尽

(1) 商標保護は、所有者によって又はその明示の同意を得て欧州経済地域の市場に出された

商品に関して、当該商標の使用を禁止する権利を当該所有者に与えるものではない。

(2) (1)は、所有者に当該商品の一層の商品化に異議を申し立てる正当な理由がある場合、特に商品の状態が変化し又は損なわれている場合は、適用されない。

第17条 黙認

(1) 所有者が、連続して5年の間、ハンガリーにおける後の商標の使用を、そのような使用を知りながら黙認してきた場合は、自己の先の商標に基づいてハンガリーにおける後の商標の使用に異議を申し立てる権利も、その取消を請求する権利も、もはや有さない(第33条(2)(b))。

(2) (1)は、後の商標が真に使用された商品又はサービスに関する場合に限り、適用される。

(3) (1)は、後の商標が悪意で出願された場合は適用されない。

(4) 後の商標の所有者は、先の商標の所有者が、(1)に基づいて、後の商標の使用に異議を申し立てることがもはやできない場合であっても、先の商標の使用に異議を申し立てる権利を有さない。

(5) (1)から(4)までの規定は、評判のよい先の商標、ハンガリーにおいてより早く周知のものとなっている商標並びに第5条(1)及び(2)(a)にいう先の権利に準用する。

第18条 商標の使用

(1) 登録日から5年の期間内に、所有者が、当該商標が登録されている商品又はサービスに関してハンガリーにおいて当該商標の真の使用を開始していない場合、又はそのような使用が連続5年の間停止されている場合は、商標保護は、本法(第4条(3);第5条(2)(b);第30条(d);第33条(2)(a);第34条;第61/E条;第73条(2))に規定された法律上の効果に従わなければならない。ただし、所有者が不使用の正当性を適正に証明した場合は、この限りでない。

(2) (1)の適用上、次のものも、ハンガリーにおける当該商標の真の使用となる。

(a) 識別性を変更しない要素においてのみ登録された形態と異なる形態での当該商標の使用

(b) 輸出目的のみで、ハンガリー領域内において商品又はその包装に当該商標を付すこと

(3) (1)の適用上、所有者の許可を得た商標の使用は、所有者による使用とみなす。

第III章 財産権の対象としての商標及び商標保護

第19条 権原の承継

(1) 商標及び商標保護に由来する権利は、移転及び譲渡することができる。

(2) 法人又は法人格のない会社の権原承継人も、当事者による別段の定めがない限り又は明らかに別段に解すべき事情がない限り、商標を取得するものとする。

(3) 商標保護は、契約によって譲渡することができる。商標保護は、商標が登録された商品又はサービスの一部に関しても譲渡することができる。

(4) 商標保護の譲渡のための契約は、当該譲渡が公衆に誤認を生じさせる虞がある場合は、無効とする。

(5) 商標が、所有者の許可なしに代理人の名義で出願又は登録されている場合は、所有者は、当該商標保護を受ける権利又は登録の自己への譲渡を要求する権利を有する。ただし、代理

人が自己の行為の正当性を証明した場合は、この限りでない。

第20条 質権

商標及び商標保護に由来する権利は、質に入れることができる。質権は、譲渡抵当権契約が書面で作成され、質権が商標登録簿に記入された場合にのみ設定される。

第21条 商標保護を受ける共同の権利及び共有商標の保護

(1) 同一の商標について2以上の所有者が存在する場合は、各共同所有者は、商標保護により与えられた自己の持分に対する権利を行使することができる。共同所有者の1が自己の持分に対する権利を行使することを希望する場合は、他の共同所有者は、第三者に対して先買権を享受する。

(2) 当該商標は、共同所有者の1が単独で使用することができる。ただし、当該人は、他の共同所有者に対して各自の持分に比例して適正な報酬を支払わなければならない。第18条の適用上、商標のこのような使用は、すべての所有者による使用を構成するものとみなす。

(3) 商標使用のライセンスは、共同所有者が共同した場合に限って第三者に付与することができる。共同の同意は、民法の一般規定に基づき裁判所の判決をもって代えることができる。

(4) 疑義がある場合は、すべての共同所有者の持分は、均等とみなす。共同所有者の1が自己の商標保護を放棄する場合は、他の共同所有者の権利は、各自の持分に比例して、当該1の共同所有者の持分に及ぶものとする。

(5) 共同所有者の1はまた、単独で、商標権を更新し、実施し、保護することもできる。当該人の法的行為は、和解、承認及び権利放棄の場合を除き、期限の遵守又は要求された行為の履行を怠った他の共同所有者に対して拘束力を有する。ただし、当該他の共同所有者が、後に自らの不作為を是正しなかったことを条件とする。

(6) 共同所有者の行為が互いに異なる場合は、手続における他のすべての関連事実を考慮して決定を下すものとする。

(7) 共有商標の保護に関する費用は、共同所有者が各自の持分に比例して負担するものとする。ある共同所有者が通知を受けたにも拘らず負担すべき費用を支払わなかった場合は、当該費用を支払った共同所有者は、義務を果たさなかった共同所有者に属する持分を自己に譲渡するよう請求することができる。

(8) 共有商標の保護に関する規定を共有商標出願に準用する。

第22条 民法の規定の適用

商標及び商標保護に由来する権利の移転、譲渡及び負担設定、商標保護を受ける共同の権利及び共有商標保護、並びに商標に係る所有権及び個人の地位についての法的関係に関する事項であって、本法に規定されていないものについては、民法の規定を適用する。

第IV章 商標ライセンス契約

第23条 商標ライセンス契約の締結

(1) 商標ライセンス契約に基づいて、商標保護の所有者は商標を使用する権利を許諾し、使用権者はロイヤルティを支払わなければならない。

(2) 当事者は、ライセンス契約の内容を自由に決定することができる。ただし、その履行が公衆に誤認を生じさせる虞がある如何なるライセンス契約も無効とする。

第 24 条 当事者の権利及び義務

(1) 所有者は、ライセンス契約の全期間にわたって、如何なる第三者も使用の権利の行使を妨げ又は制限する商標における権利を有さないことを保証しなければならない。この保証は、所有権を移転する売主に適用される規則に従わなければならない。ただし、当該使用権者は、取消の代わりに、直ちに当該契約を終了させることができる。

(2) 所有者は、当該商標に関する第三者の権利及びその他の重要な事情について、使用権者に通知しなければならない。ただし、所有者は、明示的に合意された場合に限り、経済的、技術的及び組織的ノウハウを移転する義務を負う。

(3) 所有者は、商標を付した商品又は当該商標の下に提供されるサービスの品質に関して、使用権者を管理することができる。

(4) ライセンス契約は、当該商標が登録されているすべての商品及びサービス並びにすべての使用態様を、如何なる範囲でも、時間又は区域に関して無制限に、対象としなければならない。

(5) 使用の権利は、契約で明示的に定められた場合に限り、排他的なものとする。排他的ライセンスの場合は、所有者も、契約で明示的に除外されていない限り、使用の権利を取得した使用権者に加えて、当該商標を使用することができる。所有者は、使用権者が合理的期間内に当該商標の使用を開始しない場合は、ロイヤルティの比例的削減を条件として、ライセンスの排他性を終了させることができる。

(6) 使用権者は、所有者の明示的な同意を得た場合に限り、第三者にライセンスを移転し、又はサブライセンスを付与することができる。

第 25 条 ライセンス契約の終了

ライセンス契約は、契約期間が満了した時、所定の事情が発生した時又は商標の保護期間が満了した時は、将来に向かって終了する。

第 26 条 ライセンス契約に関する規定の効力

(1) 当事者は、法によって禁止されていない場合は、相互の同意によって、ライセンス契約に関する規定を適用除外することができる。

(2) 本法に定めがないライセンス契約に関する事項については、民法の規定を適用する。

第 V 章 侵害

第 27 条 商標侵害

(1) 第 12 条の規定に違反して商標を不法に使用する者は、商標侵害を犯している。

(2) 所有者は、事件の事情に応じて、次の民事救済に訴えることができる。

(a) 侵害の事実を裁判所が宣言するよう請求すること

(b) 侵害者が侵害を又は侵害をもって直接おびやかす行為を停止するよう差止を請求すること

- (c) 侵害商品の生産及び流通又は侵害サービスの提供に係わっている者の身元、並びにこれらの流通経路に関する情報を侵害者が提供するように要求すること
- (d) 宣言又はその他の適切な方法による侵害者からの謝罪を要求すること。必要な場合は、当該宣言は、侵害者により、又は侵害者の費用において公表されるものとする。
- (e) 商標の侵害によって取得した利益の引渡を請求すること
- (f) 侵害商品及びその包装並びに専ら又は主として侵害のために用いられた手段及び材料の差押、特定の者への移転、商業経路からの回収及び確定的除去又は廃棄を請求すること
- (3) 商標が侵害された場合は、所有者は、民事責任規則に基づいて、損害賠償を請求することもできる。
- (4) 所有者は、ある者のサービスが侵害活動に用いられた場合は、その者に対しても(2)(b)にいう請求をすることができる。
- (5) 所有者は、次の者に対しても、(2)(c)にいう請求をすることができる。
- (a) 侵害商品を商業的規模で保有していると認められた者
- (b) 侵害サービスを商業的規模で用いていると認められた者
- (c) 侵害活動において用いられたサービスを商業的規模で提供していると認められた者
- (d) (a)から(c)までにいう者によって、侵害商品の生産若しくは流通又は侵害サービスの提供に係わっていると指摘された者
- (6) (5)(a)から(c)までの適用上、侵害商品又はサービスの性質及び量から判断して当該行為が直接的又は間接的な経済上又は商業上の利益のために行われていることが明白である場合は、当該行為は、商業規模で行われているものとする。別段の証拠がない限り、消費者が善意で行う行為は、商業規模で行われる行為とはみなさない。
- (7) (2)(c)及び(5)に基づき、侵害者又は(5)にいう者は、特に次の情報を提供するように求められることがある。
- (a) 侵害商品又はサービスの生産者、流通業者、供給者及び所有者並びに意図された又は係わった卸売業者及び小売業者の名称及び宛先
- (b) 侵害商品又はサービスの生産、引渡、受領又は注文の数量、及び当該商品又はサービスの取引価格
- (8) 裁判所は、所有者の請求により、差し押さえられた、回収された若しくは商業経路から確定的に除去された手段、材料、商品及び包装の侵害的性質を除去すべき旨、又はそれが不可能な場合は、廃棄すべき旨を決定することができる。裁判所は、正当な場合においては、廃棄に代えて、差し押さえられた手段及び材料を司法執行手続に従って競売に付すよう命じることができる。この場合は、裁判所は、得られた金額の用途について決定するものとする。
- (9) 侵害活動のために使用された手段及び材料、並びに侵害商品及び包装の差押は、これらを侵害者が保有していなかったとしても、これらの所有者が侵害を知っていたか又は知る合理的理由を有していた場合は、認められる。
- (10) 裁判所は、(2)(f)及び(8)にいう措置を侵害者の費用において命じるものとする。ただし、特定の事件の事情によりこれを適用除外することが正当化される場合は、この限りでない。裁判所は、回収及び商業経路からの確定的除去又は廃棄を命じるにあたり、第三者の利益を考慮に入れ、かつ、当該措置が侵害の重大性に見合うことを確実にした上で決定を下すものとする。
- (11) 所有者の請求により、裁判所は、その決定を侵害者の費用において公表するように命じる

ことができる。裁判所は、公表の方法について決定する。公表とは、特に、日刊全国紙又はインターネットにおける公表をいう。

第 28 条 商標侵害に係る関税法の効果

商標が侵害された場合は、所有者は、特定法律の規定に基づいて、侵害商品が市場に出されるのを防止するための税関当局による措置を請求することができる。

第 29 条 商標侵害の場合における出願人及び使用権者の権利

(1) 出願人も、商標侵害に係る訴訟手続を提起することができる。ただし、商標を登録する決定が最終的になるまで、訴訟手続は停止される。

(2) 商標登録簿に記録された使用権者は、所有者に、当該侵害を止めさせるために適切な措置を取るよう求め、所有者が当該求めから 30 日以内に措置を取らなかった場合は、自己の名義で商標侵害に係る手続を提起することができる。

第 VI 章 商標保護の消滅

第 30 条 消滅の態様

商標保護は、次のとおり消滅する。

(a) その期間が更新されることなく満了した場合(第 11 条及び第 31 条)は、満了日の翌日に
(b) 所有者が商標保護を放棄した場合(第 32 条)は、放棄書受領日の翌日に又は所有者が指定するそれより早い日に

(c) 商標保護が取り消された場合(第 33 条)は、出願日に遡って

(d) 所有者が商標を真に使用しなかった場合(第 18 条及び第 34 条)は、権利取消決定に係る手続の初日又は抵触する後の商標の優先日の何れか先の日に遡って

(e) 商標がその識別性を失ったか又は欺瞞性を帯びるに至った場合(第 35 条)は、権利取消決定に係る手続の初日に遡って

(f) 所有者である法人又は法人格のない会社の解散の場合(第 9 条(2))は、解散日に遡って

第 31 条 保護期間の満了を理由とする部分的消滅

商標保護が、商標が登録されている商品又はサービスの一部のみに関して更新された場合は、商標保護は、更新の対象となっていない部分のみに関して、保護期間の満了を理由として消滅する。

第 32 条 保護の放棄

(1) 商標登録簿に記入された所有者は、ハンガリー特許庁に宛てた宣言書により、商標保護を放棄することができる。

(2) 当該放棄が、法律、当局の裁定、商標ライセンス契約若しくは商標登録簿に記録されたその他の契約に由来する第三者の権利に影響を及ぼす場合、又は訴訟が商標登録簿に記録されている場合は、当該放棄は、関係当事者の同意を得たときにのみ効力を生じる。

(3) 放棄は、商標が登録された商品又はサービスの一部のみに関する場合にも行うことができる。

(4) 商標保護の放棄は、取り下げることができない。

第33条 取消

(1) 商標は、次の場合は取り消される。

(a) 商標保護の内容が、第8条(1)(a)に定める要件を満たしていない場合

(b) 商品保護の内容が、付与された出願日になされた出願の内容(分割の場合は分割出願の内容)と異なっているか、又は商品若しくはサービスの一覧が前記の出願の内容(分割の場合は分割出願の内容)を超えている場合

(c) 国際商標出願がマドリッド協定又はマドリッド協定に関する議定書(第76/I条(1)(a))に基づいてその権利がない者によってなされている場合

(2) 商標は、次の場合は取り消すことができない。

(a) 当該商標が、取消請求の提出時点でその使用が第18条に定める要件を満たしていない先の商標(第4条(2))に抵触する場合

(b) 当該商標が、先の商標、未登録標識又はその他の権利であって、これらの所有者が後の商標の登録を知りながら連続して5年の間当該後の商標の使用を黙認してきた事情があるものに抵触する場合。ただし、後の商標の所有者が悪意で行動した場合は、この限りでない。

(3) 取消の理由が、当該商標が登録されている商品又はサービスの一部のみに関して存在する場合は、取消は、これに見合った保護制限の形で宣言しなければならない。

(4) 取消請求が最終裁定によって拒絶された場合は、何人も、同一の理由に基づく同一の商標の取消に係る新たな手続を提起することはできない。

第34条 不使用を理由とする権利取消

(1) 商標保護は、当該商標が登録されている商品又はサービスの一部に関して不使用が存在するか又は全部に関して存在するかによって、当該商標が登録されている商品又はサービスの一部又は全部に関して不使用の理由により権利取消とされる。

(2) 不使用を理由とする商標保護の権利取消は、第18条(1)に定める期間満了と不使用の理由による権利取消請求の提出との間に当該商標が真に使用されたか、又は当該商標の真の使用が再開された場合は、宣言されない。本規定は、請求の提出前3月の期間内における使用の開始又は再開が不使用を理由とする権利取消決定が請求されるであろうことを所有者が知った後に行われた場合は適用されない。

(3) 不使用を理由とする権利取消請求が最終裁定によって拒絶された場合は、何人も、同一の理由に基づく同一の商標の権利取消に係る新たな手続を提起することはできない。

第35条 識別性の欠如又は欺瞞性を帯びるに至ったことを理由とする権利取消

(1) 商標保護は、次の場合は権利取消とされる。

(a) 所有者の行為の結果として、当該商標が、それが登録されている商品又はサービスの取引において普通名称となった場合、又は

(b) 使用の結果として、当該商標が、特に商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して欺瞞性を帯びるに至った場合

(2) 商標保護は、権利取消の理由が、当該商標が登録されている商品又はサービスの一部に関して存在するか又は全部に関して存在するかによって、当該商標が登録されている商品又

はサービスの一部又は全部に関して、識別性を喪失した又は欺瞞性を帯びるに至ったことを理由として権利取消とされる。

(3) 識別性を喪失した又は欺瞞性を帯びるに至ったことを理由とする権利取消請求が最終裁定によって拒絶された場合は、何人も、同一の理由に基づく同一の商標の権利取消に係る新たな手続を提起することはできない。

第 35/A 条 権原承継人のない所有者の解散を理由とする権利取消

権原承継人のない所有者の解散を理由とする権利取消請求が最終裁定によって拒絶された場合は、何人も、同一の理由に基づく同一の商標の権利取消に係る新たな手続を提起することはできない。

第 36 条 ロイヤルティの返還請求

商標保護が遡って消滅した場合は、所有者に支払ったロイヤルティのうち、当該商標の使用から得た利益を超える部分についてのみ返還を請求することができる。

第 II 部 ハンガリー特許庁における商標事項に関する手続

第 VII 章 商標手続に適用される一般規定

第 37 条 ハンガリー特許庁の管轄

- (1) ハンガリー特許庁は、次の商標事項を管轄する。
 - (a) 商標の登録
 - (b) 商標保護の更新
 - (c) 商標保護の権利取消
 - (d) 商標の取消
 - (e) 商標保護の分割
 - (f) 商標出願及び商標の記録の維持管理
 - (g) 公式情報
- (2) ハンガリー特許庁は、共同体商標制度(第 X/A 章)及び国際商標登録(第 X/B 章から第 X/D 章まで)に関する規定の適用から生じる事項も管轄する。

第 38 条 行政手続の一般規則の適用

- (1) ハンガリー特許庁は、本法に定める例外を除き、行政手続の一般規則に関する法律の規定を適用することにより、自己の管轄下の商標事項を処理する。
- (2) 別段の法律規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、請求に基づいて、自己の管轄下の商標事項を処理する。
- (3) 手続開始及び最初の接触に関する(職権による又は請求に基づく)通知に関係する、行政手続の一般規則に関する法律の規定は、商標事項には適用しない。
- (4) 権原承継に関係する、行政手続の一般規則に関する法律の規定は、商標事項には適用しない。

第 39 条 ハンガリー特許庁の決定

- (1) (廃止)
- (2) 取消手続及び権利取消手続において、ハンガリー特許庁は、3 の構成員から成る合議体による聴聞において裁定を下す。商標登録手続において、商標登録に対して申し立てられた異議に関して聴聞を行わなければならない場合は、ハンガリー特許庁は、聴聞において手続を進め、かつ、3 の構成員から成る合議体により裁定を下す。合議体は、過半数で決定を下すものとする。
- (3) ハンガリー特許庁の決定は、再審理が請求されない限り、送達の際に確定する。
- (4) ハンガリー特許庁の決定は、次の場合は、公告により伝達する。
 - (a) 当事者の宛先若しくは登録所在地(営業所、支店)が不明の場合、又は
 - (b) 郵便が、当事者の所在又は宛先が不明である旨のメモを付して戻された場合
- (5) 公告は、同日にハンガリー特許庁の公報及びウェブサイトにおいて行う。公告により伝達された決定は、公告から 15 日目に交付されたものとみなす。公告による決定の伝達に関連する他の事項に関しては、行政手続の一般規則に関する法律の規定を適用する。ただし、掲示とある場合は、公告を意味する。

- (6) 第 44 条(1)の規定が適用される場合は、決定はすべて代理人に交付される。
- (7) 決定の公告に係る、行政手続の一般規則に関する法律の規定は、商標事項には適用しない。

第 40 条 事実の確定

- (1) ハンガリー特許庁での商標手続において、同庁は、(2)に定める場合を除き、自己の発意により事実を審査するものとし、また、同庁の審査は、当事者の陳述に制限されない。
- (2) 商標登録手続、商標登録に対して申し立てられた異議、取消手続及び権利取消手続において、ハンガリー特許庁は、請求の枠組内の事実を当事者の申立及び陳述並びに当事者が正当化したデータに基づいて審査する。
- (3) ハンガリー特許庁の決定は、関係当事者が意見を提示する機会を有した事実又は証拠のみに基づくことができる。ただし、期限内に当事者が提出しなかった事実又は証拠は、考慮に入れない。
- (4) 当事者は、不作為の法的効果についての通知とともに、商標事項に関して提出した書類の不備を更正するよう求められ又は通知される。
- (5) 商標事項においては、公聴会は開かれない。

第 41 条 期限

- (1) 本法によって定められた期限は、延期してはならない。このような期限の不遵守は、更なる通知なしに法的効果を伴う。
- (2) 本法が、不備を更正する期限又は陳述書を提出する期限を何ら定めていない場合は、手続当事者に対して少なくとも 30 日の期限を定める。この期限は、当該期間の満了前の請求に基づいて延期することができる。3 月を超える期限及び 3 回を超える期限延期は、特に正当な根拠がある場合に限り認められる。
- (3) 行政手続法によって行政に関して定められた期限は、商標事項には適用されず、また、手続遂行当局の他の措置について期限を定める行政手続法の規定も適用されない。
- (4) 商標事項において、郵便により提出された書類の提出日は、書類がハンガリー特許庁に配達された日である。ハンガリー特許庁が定めた期限後に配達された書類は、期限到来前に書留便で郵送されていた場合は、適時に提出されたものとみなされる。ただし、期限の到来後 2 月を経て書類が配達された場合は、この限りでない。

第 42 条 原状回復

- (1) 商標事項に関しては、(5)に基づいて排除されていない限り、原状回復の請求は、不遵守となった期限から又は不遵守となった期間の末日から 15 日以内に提出することができる。当該請求書においては、不遵守の理由及び不遵守が請求当事者の過失なしに生じたことを示す事情を陳述しなければならない。
- (2) 当事者が不遵守を事後に知った場合又は不遵守の原因がその後なくなった場合は、期限は、不遵守を知った日又は不遵守の原因がその後なくなった日から計算するものとする。原状回復の請求は、不遵守となった期限から又は不遵守となった期間の末日から 6 月以内のみ認められる。
- (3) 期限が遵守されなかった場合は、怠った行為を原状回復請求の提出と同時に実行しなけ

ればならず、又は認められる場合は、当該期限の延期を請求することができる。

(4) ハンガリー特許庁が原状回復を認めた場合は、不履行当事者が行った行為は、遵守されなかった期限内に行われたものとみなす。遵守されなかった日に開かれた聴聞は、必要な場合は反復しなければならない。新たな聴聞の結果如何によって、原聴聞において下した決定を維持するか、又はその全部若しくは一部を権利取消とするかを決定しなければならない。

(5) 原状回復は、次の場合は排除される。

(a) 優先権宣言書の提出のために定められた期限(第 53 条(2))の不遵守の場合

(b) 条約による優先権又は博覧会優先権を主張するために定められた 6 月の期限の不遵守の場合

(c) 異議を申し立てるために定められた期限(第 61/B 条(1)及び(2)並びに第 76/P 条(3))の不遵守の場合

(d) 加速手続請求の提出のために定められた期限(第 64/A 条(1))の不遵守の場合

第 43 条 手続の停止

(1) 商標出願を行う権利又は商標保護を受ける権利に関して裁判手続が開始された場合は、商標手続は、裁判所の判決が最終的になるまで停止する。商標事件の実体的事項に関する決定が、手続が他の当局の管轄下にある事項に関する前の決定に依存する場合は、ハンガリー特許庁は、当該商標手続を停止する。

(2) 当事者の死亡又は法人の解散の場合においては、権原承継人が通知を受け、かつ、証明されるまで、手続を停止する。権原承継人が当該事件の事情に即して合理的な期間内に通知を受けなかったときは、ハンガリー特許庁は、手続を終了させ、かつ、利用可能な材料に基づいて決定を下す。

(3) ハンガリー特許庁は、自己の管轄下の他の密接に関連する手続において決定が下されることなしには十分な根拠に基づいて決定を下すことができない場合は、当事者の請求によって又は職権をもって、商標手続を停止する。

(4) 商標登録手続は、(1)又は(3)の規定が適用される場合を除いては、出願人の請求によって停止することはできない。

(5) 手続の停止は、すべての期限を中断し、期限は、停止の終了時から再開する。

(6) 手続の停止の場合であっても、ハンガリー特許庁は、進行中の手続行為が停止の影響をうけることはなく、かつ、その実行のための期限を定める旨の決定を行うことができる。

第 44 条 代理

(1) 国際条約に別段の規定がない限り、外国の出願人は、ハンガリー特許庁管轄下のすべての商標事項に関して、授権された特許弁護士又は弁護士によって代理されなければならない。

(2) 委任状は、書面により作成しなければならない。特許弁護士、弁護士、特許弁護士の事務所、特許弁護士のパートナーシップ又は法律事務所(ハンガリー国内か、国外かを問わない)に与えられた委任状の効力に関しては、それが有効となるためには、本人による署名をもって足りるものとする。委任状は、包括委任状とすることも可能であり、代理人は、これに基づいて、ハンガリー特許庁の管轄下にある商標事件であって本人が当事者であるものすべてにおいて、手続を進めることができる。法律事務所、特許弁護士の事務所又は特許弁護士のパートナーシップに与えられた委任状は、自己が当該事務所又はパートナーシップの組織内

で働いていることを証明する者に与えられた委任状であるとみなす。

(3) ハンガリー特許庁は、次のとおり特許弁護士及び弁護士の中から受託者を選任しなければならない。

(a) 相手方当事者の請求により、不明の相続人又は所在が不明の当事者のために、又は

(b) 相手方当事者の請求により、授権された代理人を有さない外国の当事者のために

(4) 外国の当事者が欧州経済地域の加盟国の領域内に住所又は居所を有する自然人又は法人である場合は、(1)及び(3)(b)は適用されない。

(5) (3)(b)及び(4)が適用されず、かつ、外国の当事者が(1)に定める要件を満たしていない場合は、ハンガリー特許庁は、商標手続において、第59条(2)から(4)までの規定を準用する。ただし、当該手続に参加する外国の当事者が相手方当事者であり、かつ、(1)に定める要件を満たしていない場合は、同庁は、利用可能な情報に基づいて当該請求に決定を下す。

(6) 受託者の任命を請求した当事者は、その経費及び手数料を前払しなければならない。

第45条 使用言語

(1) 商標手続の言語はハンガリー語とし、商標出願書類はハンガリー語で作成しなければならない。

(2) 商標事項において、外国語の書類も提出することができる。ただし、ハンガリー特許庁は、ハンガリー語への翻訳文の提出を要求することができる。認証翻訳文又は法律上正当と認められる書類は、翻訳の正確性又は外国語の書類に含まれる事実の真正性が正当な理由により疑問視される場合にのみ、その提出を要求することができる。

第46条 ファイルの閲覧

(1) 何人も、商標出願に係る書類を閲覧することができる。ただし、当事者に伝達されていない、決定の原案及び決定の作成のために用いられた他のすべての書類並びに専門家の意見を除く。

(2) (廃止)

(3) ハンガリー特許庁は、手数料の納付を条件として、閲覧可能な書類の写しを交付する。

(4) 商標事項に関する手続は、相手方当事者が参加している場合に限り公開とする。

第46/A条 法的救済

(1) ハンガリー特許庁の決定に対しては、審判請求、再聴聞又は監督的手続及び公訴官の異議は認められない。

(2) 商標事項に関するハンガリー特許庁の決定は、第XI章に定める非訟民事手続において裁判所により再審理されるものとする。

(3) 本法に別段の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、次の事項に関して下した、手続を終了させる自らの決定を取下又は修正することができる。ただし、再審理請求が提出された場合に限り、かつ、当該請求が裁判所に送付されるまでに限る。

(a) 商標の登録

(b) 商標保護の更新

(c) 商標保護の分割

(d) 放棄を理由とする商標保護の消滅

- (e) 商標の取消
 - (f) 商標保護の権利取消の宣言
 - (g) 国際商標出願に係る請求及び国際商標登録の結果としての保護の領域拡張を求めてその後に行われた請求(事後指定を求めるもの)の転送
 - (h) ハンガリー共和国を指定する標識の保護の最終的拒絶
 - (i) ハンガリー共和国の領域を指定する国際登録の結果としての保護に関して国際登録簿に記録された譲渡又はライセンスの効力の拒絶
 - (j) 国際登録の国内商標出願への変更
- (4) 本法に別段の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、(3) (e) 及び(f)にいう事項に関し、再審理請求に基づいて下した、手続を終了させる自らの決定を取下又は修正することができる。ただし、同庁が当該決定は違法であることを認定すること、又は当事者が全員一致で当該決定の修正又は取下を請求することを条件とする。
- (5) (4)は、(3) (a)にいう事項に関して下された裁定にも適用される。ただし、異議申立の通知が商標出願に対して提出され、かつ、ハンガリー特許庁が第2条及び第3条に定める理由の何れかにより当該商標出願を拒絶しなかったことを条件とする。

第 46/B 条 司法執行

- (1) 執行に関する行政手続法の規定は、手続上の罰金を科すハンガリー特許庁の命令に適用する。
- (2) 費用賦課に係るハンガリー特許庁の決定は、司法執行に関する 1994 年法律 LIII の規定を適用することにより執行する。

第 46/C 費用及び手数料

- (1) 商標事項においては、費用の納付の免除は認められない。
- (2) 本法に定める手数料の納付義務とは別に、商標事項に関し、次の請求についても行政サービス手数料(その金額は特定法律で定められ、かつ、納付は特定法律で定める規則に従うものとする)を納付しなければならない。
- (a) 補正、期限延期及び原状回復の請求
 - (b) 権原承継、質権及びライセンス契約の記録を求める請求
- (3) 正当な根拠がある場合は、ハンガリー特許庁は、代理人手数料の金額について、それが行われた実際の代理行為に見合うものでない場合は、これを減額することができる。この場合は、ハンガリー特許庁は、訴訟手続において適用される弁護士及び特許弁護士の手数料及び経費に関する規定を準用して処理する。

第 46/D 条 電子行政及び庁の電子サービス

- (1) 商標事項において、手続の当事者は、(2)に基づく場合を除き、ハンガリー特許庁と電子的手段による通信をする権原を有さず、また、ハンガリー特許庁は、当事者と電子的手段による通信をする義務を負わない。
- (2) 商標出願及び更新請求は、第 50/A 条に定める態様及び条件で又は第 65/A 条に従って、電子的に提出することもできる。
- (3) 商標事項において、SMS による情報の請求及び提供は認められない。

第 VIII 章 商標事項に関して備える登録簿，公衆に対する情報

第 47 条 商標出願登録簿，商標登録簿

- (1) ハンガリー特許庁は，商標出願登録簿及び商標登録簿を備えなければならない，これらには，商標権に関するすべての事実及び事情を記入しなければならない。
- (2) 商標登録簿には，特に，次の事項を記入しなければならない。
- (a) 商標の登録番号
 - (b) ファイルの参照番号
 - (c) 商標の表示
 - (d) 商品又はサービスの一覧
 - (e) 商標所有者の名称(公式名称)及び宛先(登録所在地)
 - (f) 代理人の名称及び登録所在地
 - (g) 出願日
 - (h) 優先権データ
 - (i) 商標登録に関する裁定の日
 - (j) 商標保護の更新
 - (k) 商標保護の消滅の法的理由及び日付並びに商標保護の制限
- (1) 使用のライセンス
- (3) 商標保護に関する如何なる権利も，当該権利が善意でかつ対価を支払って取得された場合及び商標登録簿に記録されている場合にのみ，第三者に対して主張することができる。
- (4) 何人も，商標登録簿を閲覧し，手数料を納付して登録されたデータの写しを要求することができる。
- (5) (3) 及び(4) の規定は，商標出願登録簿に準用する。

第 48 条 商標登録簿への記入

- (1) 商標出願登録簿又は商標登録簿への記入は，専らハンガリー特許庁の決定又は裁判所の判決に基づいて行わなければならない。第 77 条(1) に列挙された決定に基づく記入は，再審理が所定の期限内に請求されない場合又は再審理に関する裁判所の判決が確定した場合に限って行うことができる。
- (2) ハンガリー特許庁は，提出された請求書に基づき，商標保護に関する権利及び事実に留意して，決定を下さなければならない。当該請求書には，十分な証拠となる公文書又は私文書を添付しなければならない。
- (3) 請求書は，方式上の欠陥により無効となる書類若しくは法律で要求されている公的認証が欠けている書類に基づく場合，又は当該書類の内容を考慮してそこに含まれる法律上の陳述が無効であることが明白である場合は，認められない。
- (4) 請求書又はその同封物が更正可能な欠陥を含む場合は，出願人は，当該欠陥を補正するか又は意見を提出するよう求められる。

第 49 条 公衆に対する情報

ハンガリー特許庁の公報においては，特に，商標出願及び商標に関する次のデータ及び事実を公告するものとする。

- (a) 商標出願の公告のときには、出願人及び代理人の名称及び宛先(登録所在地)、出願の参照番号、出願日及び優先日(後者が異なる場合)、当該標識並びに商品又はサービスの一覧
- (b) 商標の登録後においては、登録番号、所有者の名称及び宛先(登録所在地)、代理人の名称及び宛先(登録所在地)、参照番号、出願日及び優先日(後者が異なる場合)、当該商標、商品又はサービスの一覧、並びに登録に関する裁定の日
- (c) 商標保護の更新又は分割の場合は、その関連のデータ
- (d) 商標保護の消滅の理由及び日付
- (e) 商標登録簿に記入された商標保護に関する権利の変更

第 49/A 条

第 X/B 章から第 X/D 章までに定める国際商標出願に関する公式情報は、ハンガリー特許庁の公報においても公告する。

第 IX 章 商標登録手続

第 50 条 商標出願及びその要件

- (1) 商標登録手続は、ハンガリー特許庁への商標出願書類の提出によって始まる。
- (2) 商標出願書類には、商標登録の願書、当該標識、商品又はサービスの一覧、並びに必要な場合は、他の関連する同封物を含めなければならない。
- (3) 商標出願が遵守しなければならない詳細な方式要件は、特定法律によって定める。
- (4) 商標出願に当たっては、特定法律によって定める出願手数料を納付しなければならない。当該手数料は、出願日から 2 月以内に納付しなければならない。
- (5) 商標出願の同封物が外国語で作成されている場合は、商品又はサービスの一覧は、出願日から 4 月以内にハンガリー語で提出しなければならない。
- (6) 出願人は、登録までは、第 32 条の規定に従って商標出願を取り下げることができる。

第 50/A 条 電子様式での商標出願

- (1) 商標出願は、その目的でハンガリー特許庁が作成した電子様式を用いることにより電子的に行うこともできる。
- (2) ハンガリー特許庁は、電子的に行われた商標出願を受領したときは、特定法律によって定める方法で、電子受領番号を記載した自動通知書を出願人に送付する。
- (3) ハンガリー特許庁は、電子的に行われた商標出願を受領した後、直ちに、それが電子行政に関する法律によって定めた法的要件を満たしているか否かを審査する。
- (4) 電子出願の場合は、商標出願は、電子受領の自動通知が出願人に送付されたときに行われたものとみなす。ただし、ハンガリー特許庁が受領した書類が解釈不可能であると認め、当事者にその旨を電子メールで通知した場合は、この限りでない。
- (5) 解釈不可能な書類を送付した当事者は、(4)に基づく通知の受領を確認しなければならない。当事者が 15 日以内に通知の受領を確認しない場合は、ハンガリー特許庁は、当該通知を当事者に郵送する。
- (6) (廃止)
- (7) 商標の電子出願に係る細目規則は、特定法律によって定める。

第51条 出願日

- (1) 出願日は、ハンガリー特許庁に提出された出願書類が少なくとも次のものを含む日とする。
 - (a) 商標保護を求めている旨の表示
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 標識の表示及び商品又はサービスの一覧。これらが他の要件を満たさない場合を含む。
- (2) 出願日を付与する目的では、標識の表示及び商品又はサービスの一覧を提出する代わりに、優先権書類に言及することで足りる。

第52条 標識の単一性、商品又はサービスの一覧

- (1) 商標出願は、1の標識に限って、商標保護を求めることができる。
- (2) 商品又はサービスの一覧とは、当該標識について商標保護を求めている商品及びサービスの一覧表である。
- (3) 商品又はサービスの一覧において、商品又はサービスは、標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定の分類に従って分類し、可能な場合は、ニース協定に含まれている用語を用いて分類しなければならない。

第53条 優先権

- (1) 優先権を設定する日は、次のとおりとする。
 - (a) 一般的に、商標の出願日(出願による優先権)
 - (b) 工業所有権の保護に関するパリ条約によって規定されている場合については、外国出願の出願日(条約による優先権)
 - (c) ハンガリー官報に公告されたハンガリー特許庁長官の通達において規定されている場合については、当該標識を博覧会で展示した最初の日であって当該商標出願の出願日前6月以内であるもの(博覧会優先権)。
 - (d) 同一の標識について係属中の先の出願の出願日であって問題の出願前6月以内であるもの。ただし、それに関して他の優先権が主張されていないことを条件とする。(国内優先権)
- (2) 条約による優先権、博覧会優先権及び国内優先権は、当該出願の提出から2月以内に主張しなければならない。条約による優先権を設定する書類及び博覧会の証明書は、当該出願の出願日から4月以内に提出しなければならない。
- (3) 条約による優先権は、外国出願が、世界貿易機関の加盟国であってパリ条約の締約国でない国においてなされた場合又は相互主義に基づいて他の何れかの国においてなされた場合も、パリ条約によって規定される条件に基づいて主張することができる。ハンガリー特許庁長官は、相互主義に係る事項に関して裁定を下す権限を有する。

第54条 博覧会証明書

- (1) 博覧会について責任を有する当局は、博覧会証明書によって展示及び博覧会の日を証明しなければならない。
- (2) 当該証明書には、博覧会において展示された標識との同一性を証明することができる標識を添えなければならない。
- (3) 証明書は、博覧会の期間中であって、当該標識を博覧会で見る間限り、

発行することができる。

第 55 条 出願に関する審査

商標出願の提出に続いて、ハンガリー特許庁は、次の事項に関して審査しなければならない。

- (a) 当該出願が出願日付与に係る要件(第 51 条)を満たしているか否か
- (b) 出願手数料が納付されている(第 50 条(4))か否か
- (c) 商品又はサービスの一覧がハンガリー語で提出されている(第 50 条(5))か否か

第 56 条

- (1) 出願日を付与することができない場合は、出願人は、30 日以内に当該不備を修正するよう求められる。
- (2) 出願人が所定の期限内に当該求めに従った場合は、更正の受領日が出願日として付与される。当該求めに従わなかった場合は、商標出願は、取下とみなされる。
- (3) 出願人には、付与した出願日について通知しなければならない。
- (4) 出願手数料が納付されていない場合又は商品若しくはサービスの一覧がハンガリー語で提出されていない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、本法(第 50 条(4)及び(5))により定める期間内に不備を修正するよう求める。当該求めに従わなかった場合は、出願は、取下とみなされる。

第 57 条 一定のデータの伝達(廃止)

第 58 条 所見

- (1) 商標登録手続の間は、何人も、第 2 条及び第 3 条にいう理由により当該標識に商標保護を付与することはできない旨の所見をハンガリー特許庁に提出することができる。
- (2) 所見は、当該所見において異論を申し立てられた要件を審査する時に、考慮に入れなければならない。商標出願の公告(第 61/A 条)に引き続き、ハンガリー特許庁は、当該標識が第 2 条及び第 3 条で言及され、かつ、当該所見において指摘された理由により商標保護から除外されているか否かを確認するために、所見に基づいてのみ、実体審査を行う。
- (3) 所見は、出願人に伝達しなければならない。
- (4) 所見を提出する者は、商標登録手続の当事者であってはならない。当該人にその所見の結果について通知しなければならない。

第 59 条 方式要件に関する審査

- (1) 商標出願が第 55 条に基づいて審査された要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、第 50 条(2)及び(3)の方式要件が満たされているか否か、及び当該標識が単一性を有する(第 52 条(1))か否かを審査しなければならない。
- (2) 出願が(1)に基づいて審査された要件を満たしていない場合は、出願人は、不備を修正するか又は出願を分割するよう求められる。
- (3) 商標出願は、更正又は意見の後もなお審査された要件を満たしていない場合は、拒絶される。出願は、求めにおいて正確かつ明示的に述べられた理由によつてのみ、拒絶することができる。

(4) 出願人が所定の期限内に求めに応答しない場合又は出願を分割しない場合は、当該商標出願は、取下とみなされる。

(5) 方式要件に関する商標出願の審査過程において、第 61 条(6)及び(7)の規定を準用する。

第 60 条 先の権利の調査

(1) 商標出願が第 59 条に定める要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、第 4 条にいう先の権利に係る調査を実施し、当該標識に基づき、商品又はサービスの一覧に適切な考慮を払って、調査報告を作成しなければならない。

(2) 調査報告は、当該商標出願に係る標識が登録可能か否かを決定するにあたって考慮に入れることができるデータを示さなければならない。

(3) ハンガリー特許庁は、調査報告を出願人に送付する。

第 60/A 条 調査報告において示された先の権利の所有者への通知

(1) 商標登録簿に記録されている出願人、所有者及び使用権者は、ハンガリー特許庁に対し、自己に調査報告の写しを送付することにより、自己の先の権利が指摘された調査報告中の後の商標出願について通知するよう請求することができる。

(2) 当該請求は、暦月で定める、暦年又は半年の初日に始まる 1 年未満の期間中に提出することができる。請求にあたっては、特定法律によって定める手数料を納付しなければならない。ハンガリー特許庁は、手数料の納付後に限り、請求に応じるものとする。

(3) ハンガリー特許庁は、通知を送付しなかった場合は、請求に基づき、(2)に基づいて納付された手数料の全部又は不履行の程度に比例する部分を払い戻さなければならない。通知の不送付は、法的効果を伴わず、特に異議申立及び黙認に関する規定の適用に影響を及ぼさない。

第 61 条 職権による実体審査

(1) 商標出願が第 59 条に定める要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、当該商標出願の実体審査を実施しなければならない。

(2) 実体審査においては、次の事項について判断しなければならない。

(a) 標識が第 1 条の要件を満たしているか否か、及び標識が第 2 条及び第 3 条に基づいて商標保護から排除されていないか否か

(b) 出願が本法によって定める要件を満たしているか否か

(3) 商標出願が(2)に基づいて審査された要件を満たしていない場合は、出願人は、当該欠陥の性質に応じて、不備を更正するか又は意見を提出するよう求められる。

(4) 商標出願は、当該不備の更正又は意見の提出後もなお審査された要件を満たしていない場合は、全部又は一部について拒絶される。出願は、求めにおいて正確かつ明示的に述べられ、適切に理由付けがされた根拠に基づいてのみ、拒絶することができる。必要な場合は、更なる求めが出される。

(5) 出願人が所定の期限内に求めに応答しなかった場合は、当該商標出願は、取下とみなされる。

(6) 商標出願の一部拒絶の決定を再審理する請求を裁判所に転送する(第 77 条(9)及び(10))と同時に、登録手続は、裁判手続の確定的終了まで、商品又はサービス一覧の残りの部分に

ついて停止する。

(7) 職権により実施された実体審査に基づいて、登録手続は、商標出願の一部拒絶の決定が確定した後に、商品又はサービス一覧の残りの部分について継続する。

第 61/A 条 商標出願の公告

(1) 商標出願が第 59 条の要件を満たす場合は、ハンガリー特許庁は、調査報告が出願人に送付(第 60 条(3))されてから早くとも 1 月後に当該出願を公告する。

(2) 公告は、第 49 条(a)に定めるとおり、ハンガリー特許庁の公報において公式情報を公衆に公表することにより行う。

(3) 出願人は、公告について通知を受ける。

(4) 出願公告の後、出願が取り下げられ若しくは取下とみなされ、拒絶され、補正され、又は分割された場合は、(2)に定める方法で公式情報を公表する。

第 61/B 条 異議申立に基づく実体審査

(1) 商標出願の公告の日から 3 月以内に、次の者は、第 4 条から第 6 条までの理由に基づいて、当該商標の登録に対する異議申立通知書を提出することができる。

(a) 先の商標の所有者及び商標登録簿に記録されたその使用権者

(b) 第 5 条(1)にいう権利の所有者、工業所有権の場合は商標登録簿に記録された使用権者、及び著作権の場合はライセンス許諾契約に基づいて使用権を取得した者

(c) 第 5 条(2)(a)に基づく先使用者

(d) 第 6 条に基づいて、代理人が所有者の許可なく自己の名義で登録出願をした場合の当該所有者

(2) 異議申立通知書は、第 61/A 条(4)に基づく出願の補正又は分割に関する公式情報の公表の日から 3 月以内にも提出することができる。

(3) 異議申立通知書は、各出願人用の写し及び追加の写し 1 部を添えてハンガリー特許庁に提出しなければならない。同通知書にはその提出の理由(異議申立理由)を示さなければならない。かつ、証拠書類を添付しなければならない。

(4) 異議申立通知書の提出日から 1 月以内に、特定法律によって定める異議申立手数料を納付しなければならない。

(5) 異議申立が(1)から(3)までの要件を満たしていない場合は、異議申立人は、不備を更正するよう求められる。異議申立手数料が納付されなかった場合は、異議申立人は、本法によって定める期限内に納付するよう求められる。これらの要件を満たさない場合は、当該異議申立は、取下とみなされる。

第 61/C 条

異議申立人は、異議申立の内容に関しては、商標登録手続の当事者となる。

第 61/D 条

(1) ハンガリー特許庁は、出願人に対し、異議申立に関して意見を提出するよう求める。(2)にいう場合を除き、同庁は、書面による準備作業の後、商標登録について決定を下す。手続を終了させる命令は、聴聞なしに発することができる。

(2) 書面による準備作業の後に、事実を解明するためには出願人及び異議申立人を一緒に聴聞する必要がある場合又は当事者の何れかが適時に請求する場合は、ハンガリー特許庁は、聴聞を行うものとする。

(3) 出願人が所定の期限内に意見を提出しなかったか又は聴聞に出頭しなかった場合は、ハンガリー特許庁は、利用可能な証拠に基づいて、異議申立について決定を下す。

(4) 聴聞及び裁定の過程で下された命令は、聴聞の日に宣告する。宣告は、裁定に関するのみ、かつ、事件の複雑性のために不可欠な場合に限り、8日を超えない期間の延長をすることができる。このような場合は、宣告の期限を直ちに設定するものとし、裁定は、宣告の日までに書面にするものとする。

(5) 決定の宣告は、主文及び理由の提示から成る。

(6) 決定は、ハンガリー特許庁がその宣告を延期した場合を除き、それが下された日から15日以内に書面にし、かつ、書面にしてから15日以内に交付しなければならない。

(7) 異議申立人が次の何れかに該当する場合は、異議申立は、取下とみなされる。

(a) 所定の期限内に求めに応答しないこと、又は

(b) 聴聞に出頭せず、かつ、自己がないときも聴聞を行うよう予め請求しなかったこと

(8) 異議申立通知書の提出に関して定める期限(第61/B条(1)及び(2))の到来後は、その期限内に異議申立の理由として述べられなかった理由をそのような理由として示してはならない。ハンガリー特許庁は、最終裁定を交付するに際し、そのようにして示された理由を考慮に入れてはならない。

第61/E条

(1) 異議申立が先の商標との抵触に基づいている場合は、異議申立人の商標の使用が商標出願の公告日において第18条の要件を満たしていたことを立証する責任は、異議申立人が負う。ハンガリー特許庁は、適時に提出された出願人の請求により、異議申立人に対し、当該証拠を提示するよう求める。

(2) (1)にいう証拠の提示が不首尾に終わった異議申立に基づいて商標出願を拒絶してはならない。

(3) 異議申立人が(1)にいう求めに応答しなかった場合は、異議申立通知書は、取下とみなされる。

第61/F条

異議申立の内容に関して、和解が認められる。

第61/G条

(1) 同一の商標出願に関して数件の異議申立が提出された場合は、これらは一括して取り扱う。

(2) 同一の商標出願に関して数件の異議申立が提出された場合は、その一部に関して手続を停止することができる。前記の場合に手続を停止する命令の再審理(第77条(1))を別個に裁判所に請求することはできず、当該商標の登録に関する決定の再審理に係る請求によるのみ争うことができる。前記の場合に手続を停止する命令においては、手続の停止までに生じる異議申立人の費用を明示する。

(3) 商標登録手続において、出願を拒絶する決定が確定した場合は、手続の停止に関する異議申立は、取下とみなされる。出願を拒絶する決定が確定しない場合は、当該手続は、手続の停止に関する異議申立に基づいて継続するものとする。

第 61/H 条

(1) 異議申立の場合は、商標出願はまた、異議申立の理由に適切な考慮を払って、当該標識が第 4 条から第 7 条までに基づいて商標保護からは排除されていないか否かを確認するために審査される。

(2) 商標出願は、(1)に基づいて審査された要件を満たしていない場合は、全部又は一部について拒絶される。

(3) 敗れた当事者は、異議申立に関連して生じる費用を負担しなければならない。異議申立人は、異議申立が第 61/G 条(3)に基づいて取下とみなされる場合は、敗れた当事者とはみなさない。

(4) ハンガリー特許庁は、次の場合において、請求があったときは、特定法律によって定める範囲及び条件に基づいて異議申立手数料(第 61/B 条(4))を払い戻す。

- (a) 商標出願が第 61 条(4)に基づいて拒絶された場合
- (b) 商標出願が第 61 条(5)に基づいて取下とみなされる場合
- (c) 出願人が商標出願を取り下げた場合(第 50 条(6))
- (d) 第 61/G 条(3)に基づいて異議申立が取下とみなされる場合

第 62 条 出願の補正及び分割

(1) 商標出願は、次の事項に関しては補正することができない。

- (a) 標識
 - (b) 出願日において出願に含まれる一覧の範囲を拡張するような方法での商品又はサービスの一覧。
- (2) 出願人は、商標登録に関する決定が確定するまでは、(1)(b)に定める商品又はサービスの一覧を補正することができる。

第 63 条

(1) 次の場合は、出願人は、商標登録に関する裁定が確定するまでは出願を分割することができる。

(a) 庁の分割の求め(第 59 条(2))の前に、出願人が 1 の出願において 2 以上の標識に係る保護を請求した場合

(b) 出願人が、商品又はサービスの一覧を分割することによって、指定した商品又はサービスについて個別に保護を請求する場合

(2) 関連する請求書の提出から 2 月以内に、特定法律によって定める分割手数料を納付しなければならない。

(3) 分割手数料が請求書提出の際に納付されなかった場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、(2)に定める期限内に当該不備を更正するよう求める。当該求めに従わなかった場合は、分割請求は、取下とみなされる。

第 64 条 商標登録

- (1) 商標出願及び関係する標識が審査のすべての要件(第 61 条(2)及び第 61/H 条(1))を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、当該出願の内容を商標として登録しなければならない。登録に関する裁定の日を商標登録日とする。
- (2) 登録は、商標登録簿(第 47 条)に記録され、関連の情報がハンガリー特許庁の公報に公表される(第 49 条(b))。
- (3) 登録後、ハンガリー特許庁は、商標証明書を発行するものとし、当該証明書には登録簿の抄本を添付する。

第 64/A 条 加速手続

- (1) 出願人から請求があったときは、ハンガリー特許庁は、加速商標登録手続を適用する。当該請求は、出願日から 1 月以内に提出しなければならない。
- (2) 加速手続請求については、請求の提出から 1 月以内に、特定法律によって定める手数料を納付しなければならない。
- (3) (廃止)
- (4) 請求に係る手数料が納付されない場合は、出願人は、本法に定める期間内に当該不備を更正するよう求められる。それに従わない場合は、請求は、取下とみなされる。
- (5) 請求が(1)及び(2)に定める要件を遵守している場合は、ハンガリー特許庁は、加速手続を命じる。
- (6) 加速手続の場合は、第 VII 章及び第 IX 章の規定を適用除外して、次のとおりとする。
 - (a) 不備の更正又は意見の提出について 15 日の期限を定めることもできる。
 - (b) 商標出願は、調査報告の出願人への送付(第 60 条(3))から 1 月(第 61/A 条(1))の満了前にも公告することができる。
 - (c) 異議申立に関して、ハンガリー特許庁は、事実の解明のためには当事者を一緒に聴聞することが必要な場合又は期限内に当事者が一致して適時にそのように請求する場合は、口頭による聴聞のみを行う。
- (7) ハンガリー特許庁は、出願人が加速手続の請求書で特にそのように請求する場合は、第 64 条(3)の規定を異議申立通知書の提出(第 61/B 条(1)及び(2))のために定める期限の到来後に限り適用する旨のただし書きを付して、商標出願の公告と同時にその標識を商標として登録する(特別加速手続)。特別加速手続の請求は、加速手続請求の提出のために(1)に規定する期限内に限り提出することができる。特別加速手続の請求手数料は、加速手続の手数料の 1.5 倍である。
- (8) 標識の商標としての登録に対して異議申立通知書が提出された場合は、(7)に基づいて商標登録を命じる決定は、取り下げられ、かつ、登録手続が継続される。(7)に基づいて商標登録を命じる決定は、商標登録簿に記録され、かつ、関連情報がハンガリー特許庁公報に公告される。

第 X 章 商標事項に関するその他の手続

第 65 条 更新手続

- (1) 商標保護は、所有者の請求により、ハンガリー特許庁によって更新される(第 11 条(2))。

(2) 更新請求においては、更新されるべき商標の登録番号を示さなければならない。そうしない場合は、当該請求及びその要件について、商標出願の要件に関する規定(第 50 条(2)及び(3))を準用する。

(3) 更新請求は、保護期間の満了前 12 月以後、かつ、遅くとも満了日から 6 月又は登録日から 6 月のうち何れか遅く満了する期間内に提出しなければならない。

(4) 更新請求については、更新請求提出から 2 月以内に、特定法律によって定める手数料を納付しなければならない。

(5) 保護の更新の際に、商標を変更することはできず、また、商品又はサービスの一覧を拡張することはできない。

第 65/A 条

(1) 更新請求は、ハンガリー特許庁がその目的で作成した電子様式を用いることによって、電子的に提出することもできる。

(2) 更新請求が電子的に提出された場合は、第 50/A 条(2)から(5)までの規定を準用する。

(3) (1)に定める場合を除いては、手続の当事者は、更新手続において、ハンガリー特許庁と電子的手段による通信をする権原を有さず、また、ハンガリー特許庁は、当事者と電子的手段による通信をする義務を負わない。

(4) 更新請求の電子的提出に関する細目規則は、特定法律によって定める。

第 66 条

(1) 更新請求が第 65 条(1)から(4)までに定める要件を満たしていない場合は、請求当事者は、当該不備を更正するよう求められる。

(2) 更正又は意見の後もなお更新請求が当該求めに記載された要件を満たしていない場合は、更新請求は拒絶される。請求当事者が所定の期限内に当該求めに応答しない場合は、更新請求は、取下とみなされる。

(3) 更新請求に係る手数料が納付されていない場合は、ハンガリー特許庁は、請求当事者に対し、本法によって定める期間内に当該不備を更正するよう求める。その求めに従わない場合は、請求は、取下とみなされる。

第 67 条

(1) 請求が第 65 条に定める要件を満たす場合は、ハンガリー特許庁は、当該商標保護を更新する。

(2) 更新は、商標登録簿に記録され、関連の情報がハンガリー特許庁の公報で公表される。

(3) 更新の後、ハンガリー特許庁は、商標証明書を発行し、これに登録簿の抄本を添付する。

第 68 条 分割手続

(1) 所有者は、商品又はサービスの一覧を分離することによって、特定の商品及びサービスに関して商標保護を分割することができる。

(2) 商品保護の分割請求書及びそれに必要な書類は、商品又はサービスの原一覧が分割される数と同数の相互に一致する写しをもって提出しなければならない。

(3) 分割請求書には、原商標の登録番号を含めなければならない。そうしない場合は、商標

出願の要件に関する規定(第 50 条(2)及び(3))を請求及びその要件に適用する。

(4) 分割請求の提出から 2 月以内に、分割請求の特定法律によって定める手数料を納付しなければならない。

第 69 条

(1) 分割請求が第 68 条(1)から(3)までに定める要件を満たしていない場合は、所有者は、当該不備を更正するよう求められる。

(2) 補正又は意見の後にもなお分割請求が当該求めに記載する要件を満たしていない場合は、当該分割請求は拒絶される。所有者が当該求めに応答しなかった場合は、分割請求は、取下とみなされる。

(3) 分割請求手数料が納付されていない場合は、ハンガリー特許庁は、所有者に対し、本法によって定める期間内に当該不備を更正するよう求める。それに従わない場合は、分割請求は、取下とみなされる。

第 70 条

(1) 請求が第 68 条に定める要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、当該商標保護を分割する。

(2) 商標保護の分割は、商標登録簿に記録され、関連の情報がハンガリー特許庁の公報で公表される。

(3) 分割の後、ハンガリー特許庁は、各商標に係る商標証明書を発行し、これには登録簿の抄本を添付する。

第 71 条 期間満了及び放棄を理由とする消滅

(1) 保護期間の満了を理由とする消滅の場合は、ハンガリー特許庁は、更新の可能性について所有者に通知する。

(2) 所有者が保護を放棄する(第 32 条)場合は、ハンガリー特許庁は、命令によって保護の消滅を宣言する。

(3) 更新されない商標保護期間の満了(第 30 条(a))及び放棄を理由とする消滅は、商標登録簿に記録され、関連の情報がハンガリー特許庁の公報で公表される。

第 72 条 取消手続

(1) 何人も、(2)の場合を除き、第 33 条に基づいて所有者に対して商標の取消手続を提起することができる。

(2) 第 4 条から第 6 条までに基づいて、抵触関係にある先の権利の所有者のみが商標の取消を請求することができる。

(3) 取消請求書は、各所有者用の写し及び追加の写し 1 部を添えて、ハンガリー特許庁に提出しなければならない。当該請求書は、請求の基礎とした理由を記載し、証拠書類を添付しなければならない。

(4) 取消請求書の提出から 2 月以内に、取消請求の特定法律によって定める手数料を納付しなければならない。

(5) 取消請求が本法に定める要件を満たしていない場合は、請求当事者は、当該不備を更正

するよう求められる。請求手数料が納付されていない場合は、請求当事者は、本法に定める期限内に納付するよう求められる。不備を更正しない場合は、当該取消請求は、取下とみなされる。

第 73 条

(1) ハンガリー特許庁は、所有者に対し、当該取消請求に関して意見を提出するよう求める。書面による準備作業に続いて、同庁は、当該商標の取消に関する聴聞において、商標保護の制限又は請求の拒絶を決定しなければならない。聴聞を行うことなく手続を終了させる命令を下すこともできる。ハンガリー特許庁が請求当事者のために定める期限の到来後は、その期限内に取消理由として述べられなかった理由を取消理由として示すことはできない。最終裁定を下すに際し、そのようにして示された理由は、考慮に入れることができない。

(2) 取消請求が請求当事者の先の商標との抵触に基づいている場合は、取消請求を提出した時点において当該商標の使用が第 18 条の要件を満たしていることを立証する責任は、請求当事者が負う。所有者が適時に提出した請求により、ハンガリー特許庁は、請求当事者に対し、当該証拠を提示するよう求めなければならない。

(3) (2)にいう証拠の提示が不首尾に終わった取消請求に基づいて商標を取り消すことはできない。

(4) 請求当事者が(2)にいう求めに応答しない場合は、当該取消請求は、取下とみなされる。

(5) 聴聞の過程で下された決定は、聴聞の日に宣告しなければならない。宣告は、裁定に關してのみ、かつ、事件の複雑性のためにそれが不可欠な場合にのみ、8 日を超えない期間の延長をすることができる。このような場合は、宣告の期限は直ちに設定しなければならず、裁定は、宣告の日までに書面にするものとする。

(6) 決定の宣告は、主文及び理由の提示から成るものとする。

(7) 決定は、ハンガリー特許庁がその宣告を延期した場合を除き、それが下された日から 15 日以内に書面にし、かつ、書面にしてから 15 日以内に交付しなければならない。

第 73/A 条

(1) 取消手続は、商標侵害について手続が開始され、かつ、侵害の事実が証明された場合は、何れかの当事者の請求により加速しなければならない。

(2) 加速手続の請求にあたっては、当該請求の提出から 1 月以内に、特定法律によって定める手数料を納付しなければならない。

(3) 請求が(1)にいう要件を満たしていない場合は、加速手続を請求した当事者は、当該不備を更正するよう又は意見を提出するよう求められる。加速手続請求が不備の更正又は意見の提出の後もお本法に定める要件を満たしていない場合は、当該請求は拒絶される。前記の求めに従わない場合は、加速手続請求は、取下とみなされる。

(4) 加速手続請求の手数料が納付されていない場合は、当該手続を請求した者は、本法によって決められた期限内に納付するよう求められる。当該求めに従わない場合は、加速手続請求は、取下とみなされる。

(5) ハンガリー特許庁は、命令によって加速手続を設定する。

(6) 第 41 条及び第 73 条を適用除外して、加速手続の場合は、次のとおりとする。

(a) 不備の更正又は意見の提出について、15 日の期限を設けることもできる。

(b) 正当な根拠がある場合に限り、期限延期を認めることができる。

(c) 事実の解明のために当事者を一緒に聴聞することが必要な場合又は当事者の何れかが適時にそのように請求する場合は、ハンガリー特許庁は、口頭による聴聞のみを行う。

第 74 条

(1) 同一の商標について 2 以上の取消請求がある場合は、それらの請求は、できる限り一括して取り扱う。

(2) 取消請求が取り下げられたときは、当該手続は、第 72 条(2)に基づく場合を除き、職権をもって継続することができる。このような場合においては、ハンガリー特許庁は、当事者の申立又は陳述に基づいて、請求に係わる事実についても審査する。第 72 条(2)にいう場合は、取消手続において調停も認められる。

(3) 敗れた当事者は、取消手続の費用を負担しなければならない。

(4) 商標の取消又は商標保護の制限は商標登録簿に記録され、関連の情報がハンガリー特許庁の公報で公表される。

第 75 条 不使用、識別性の喪失、欺瞞性を帯びるに至ったこと又は権原承継人のない所有者の解散を理由とする権利取消

(1) 何人も、所有者を相手として、第 18 条及び第 34 条に基づく不使用を理由として及び第 35 条に基づく商標の識別性の喪失又は欺瞞性を帯びるに至ったことを理由として、また、第 35/A 条に基づく権原承継人のない所有者の解散を理由として、商標保護の権利取消を求める手続を提起することができる。

(2) 権利取消請求は、各所有者用の写し及び追加の写し 1 部を添えて、ハンガリー特許庁に提出しなければならない。当該請求書には請求が基礎としている理由を示し、証拠書類を添付しなければならない。不使用を理由として権利取消を請求する場合において、当該商標が第 18 条の要件に従って使用されたことを立証する責任は、当該商標の所有者が負う。

(3) 権利取消請求の提出から 2 月以内に、権利取消請求の特定法律によって定める手数料を納付しなければならない。

(4) 権利取消請求が本法に定める要件を満たしていない場合は、請求当事者は、当該不備を更正するよう求められる。請求手数料が納付されていない場合は、請求当事者は、本法に定める期限内に納付するよう求められる。当該不備を更正しなかった場合は、当該権利取消請求は、取下とみなされる。

第 76 条

(1) ハンガリー特許庁は、所有者に対し、当該権利取消請求に関する意見を提出するよう求める。書面による準備作業に続いて、同庁は、聴聞において、不使用、識別性の喪失、欺瞞性を帯びるに至ったこと若しくは権原承継人のない所有者の解散を理由とする商標保護の全部又は一部の権利取消、又は当該請求の拒絶を決定しなければならない。聴聞を行わずに手続を終了させる命令を下すこともできる。第 73 条(5)から(7)までは、聴聞の過程で下された決定の宣告、文書化及び送達による交付に適用する。

(2) 同一の商標について 2 以上の権利取消請求がある場合又は同一の商標について取消及び権利取消の両方の請求がある場合は、それらの請求は、できる限り一括して取り扱わなければ

ばならない。

(3) 権利取消請求が取り下げられた場合は、職権により当該手続を継続することができる。この場合は、ハンガリー特許庁は、当事者の申立及び陳述に基づいて、請求の枠内での事実の審査も行う。

(4) 敗れた当事者は、権利取消手続の費用を負担しなければならない。ただし、権原承継人のない所有者の解散を理由とする権利取消手続の費用は、請求当事者が負担しなければならない。

(5) 不使用、識別性の喪失、欺瞞性を帯びるに至ったこと又は権原承継人のない所有者の解散を理由とする商標保護の全部又は一部の権利取消は、商標登録簿に記録され、関連の情報がハンガリー特許庁の公報で公表される。

第 III 部 共同体商標制度に関する規定

第 X/A 章 共同体商標及び共同体商標出願

第 76/A 条 一般規定

本法の適用上、次のとおりとする。

- (a) 「共同体商標規則」とは、共同体商標に関する理事会規則 (EC) No. 40/94 をいう。
- (b) 「共同体商標」とは、共同体商標規則第 1 条 (1) に定義する商標をいう。
- (c) 「共同体商標出願」とは、共同体商標規則に従ってなされた共同体商標の登録を求める出願をいう。

第 76/B 条 共同体商標出願の転送

- (1) 共同体商標出願がハンガリー特許庁になされた場合は、共同体商標規則第 25 条 (2) に従って当該出願の転送を求める請求を提出する際に、特定法律によって定める手数料を納付しなければならない。
- (2) 共同体商標出願の転送手数料が納付されていない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、当該不備を更正するよう求める。ハンガリー特許庁は、手数料が納付された後に当該共同体商標出願を転送する。

第 76/C 条 先の商標としての共同体商標

- (1) 第 4 条及び第 5 条 (2) (b) の適用上、共同体商標は、(2) 及び (3) に定める例外を除き、本法に基づいてハンガリー特許庁が登録した商標と同一種類の先の商標とみなされる。
- (2) 第 4 条 (1) (c) の適用上、共同体商標規則第 9 条 (1) (c) に従い、欧州共同体において評判のよい先の共同体商標を考慮に入れなければならない。
- (3) 第 4 条 (3) の適用上、標識が、共同体商標規則第 15 条に従った所有者による真の使用がなされていない先の共同体商標に抵触する場合は、当該標識を商標保護から除外してはならない。
- (4) 本法の適用上、共同体商標の場合において第 18 条の規定に従った使用というときは、共同体商標規則第 15 条の規定に従った使用を指すものと解する。
- (5) 先の商標が共同体商標であり、かつ、後の商標が本法に基づいてハンガリー特許庁により登録された商標である場合は、黙認に関する規定 (第 17 条) を準用する。
- (6) (1) から (5) までの規定は、第 33 条 (2) の適用上も、優先適用する。

第 76/D 条 共同体商標侵害の法的効果

共同体商標の侵害については、共同体商標規則第 14 条の規定に従い、本法に基づいてハンガリー特許庁により登録された商標の侵害の場合と同一の法的効果が生じる。

第 76/E 条 国内商標出願への変更

- (1) ハンガリー特許庁は、共同体商標規則第 109 条 (3) に基づいて提出された、共同体商標出願又は共同体商標の変更を求める請求に基づいて、第 VII 章から第 IX 章までの規定を準用することにより、かつ、(2) から (5) までに定める条件に基づいて、当該商標の登録に係る手続

を開始する。

(2) ハンガリー特許庁による請求の受領から2月以内に、出願手数料(第50条(4))を納付しなければならない。

(3) (1)に基づく請求及びその添付書類のハンガリー語翻訳文は、ハンガリー特許庁による当該請求の受領から4月以内に、同庁に提出しなければならない。第IX章の規定の適用上、当該翻訳文は、第50条(5)に基づいて提出すべき翻訳文とみなす。

(4) ハンガリー特許庁は、請求当事者に対し、第56条(4)に基づく通知を同時に送付することにより、(1)に基づく請求の受領について通知する。

(5) 出願日、優先日及び優先順位は、共同体商標規則第108条(3)に従って決定する。第50条(3)を共同体商標規則第110条(2)の規定に関して適用する。

(6) 共同体商標の変更に係る請求に基づき(1)により開始された手続において、ハンガリー特許庁は、出願手数料の納付及び(3)に定める翻訳文の提出の後、更に審査を行うことなく、本法(第64条)に基づいて当該共同体商標を登録する。

(7) 共同体商標出願又は共同体商標の変更を求める請求の審査並びに(1)に基づいて開始された手続に関連するその他の事項に関しては、第VII章から第IX章までの規定を準用する。

第76/F条 共同体商標の優先順位

(1) 本法に基づいてハンガリー特許庁が登録した商標であって、共同体商標規則第34条及び第35条に基づいて共同体商標に関して優先順位が主張されており、かつ、その保護が更新されない保護期間の満了又は放棄を理由として消滅したものは、不使用を理由として、商標が識別性を喪失したこと若しくは欺瞞性を帯びるに至ったことを理由として、又は権原承継人のない所有者の解散を理由として、取り消すこと又は権利取消とすることができる。ただし、取消又は権利取消の条件が、請求を提出した日及び商標保護の先の消滅日の両方において存在していることを条件とする。

(2) 当該商標の優先順位が共同体商標に関して主張されている事実は、商標登録簿に表示するものとする。優先順位の喪失も、商標登録簿に記入する。

(3) 商標に関するすべての事実及び事情、特に商標に関する又は商標保護に由来する使用ライセンス、質権、その他負担の権利、並びにこれらの権利の移転及び譲渡は、更新されない保護期間の満了を理由とするか又は放棄を理由とする商標(ある共同体商標に関して優先順位が主張されているもの)の保護の消滅後も、商標登録簿に記入するものとする。

(4) 適正に主張された優先順位を伴う先の商標(第76/C条)としての共同体商標は、本法に基づいてハンガリー特許庁が登録した商標であって、当該共同体商標に関して優先順位が主張されているものの保護が更新されない保護期間の満了を理由として又は放棄を理由として消滅した場合にも、考慮に入れなければならない。

第76/G条 (廃止)

第76/H条 共同体商標裁判所

(1) ハンガリー共和国においては、メトロポリタン裁判所が、共同体商標規則第91条(1)という共同体商標裁判所として、本法第78条(2)に定める構成により第1審の手続を進める。

(2) メトロポリタン控訴裁判所は、第2審の共同体商標裁判所として、メトロポリタン裁判

所の決定に対する上訴を管轄する。

第 IV 部 国際商標登録に関する規定

第 X/B 章 国際商標出願に関する一般規定

第 76/I 条 一般規定

(1) 本法の適用上、次のとおりとする。

(a) 「国際商標登録」とは、標章の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定(この部の適用上、以下「協定」という)及びマドリッド協定に関する 1989 年 6 月 27 日の議定書(以下「議定書」という)に基づいてなされた出願をいう。

(b) 「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

(c) 「国際登録簿」とは、国際事務局が維持する、協定又は議定書に基づいて出願された商標の登録簿をいう。

(d) 「ハンガリー共和国を指定する出願」とは、その中でハンガリー共和国の領域への保護の適用が請求されている国際商標出願をいう。

(e) 「本国官庁」とは、協定第 1 条(3)に定義する本国の官庁若しくは議定書第 2 条(2)に定義する本国の官庁又は場合によってはその双方をいう。

(2) 本法において協定又は議定書の適用というときは、協定及び議定書に基づく共通規則の適用をも意味すると解する。

(3) 協定又は議定書に別段の規定がない限り、本法の規定は、この部(第 X/B 章から第 X/D 章まで)に定める例外を除き、国際商標出願に適用する。

(4) (廃止)

第 X/C 章 協定に基づいてなされた国際商標出願

第 76/J 条 ハンガリー特許庁の仲介を経てなされた出願

(1) ハンガリー特許庁により登録された商標の所有者は、協定に基づき、本国官庁としてのハンガリー特許庁を経て国際商標出願をすることができる。

(2) ハンガリー特許庁は、次の場合に国際商標出願を転送する。

(a) 出願人が当該国際商標出願に関して現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所をハンガリーに有している場合。そうでない場合は、

(b) 出願人がその居所をハンガリーに有する場合。そうでない場合は、

(c) 出願人がハンガリー国籍である場合

(3) 国際商標出願は、方式要件に従い、協定に定める方法及び言語で、本国官庁としてのハンガリー特許庁に提出する。

(4) 国際商標出願が(1)にいう商標の登録前に提出された場合は、当該商標の登録日を出願日とみなす。

(5) 出願人は、ハンガリー特許庁の求めにより、自己が(2)にいう国際商標出願をする権利を有することを証明しなければならない。当該求めに従わない場合は、ハンガリー特許庁は、当該国際出願の転送を求める請求を拒絶する。

第 76/K 条

- (1) ハンガリー特許庁は、国際商標出願の転送前に、次のことについて審査する。
- (a) 出願に第 76/J 条(1)にいう商標の登録番号が含まれているか否か
 - (b) 出願に国際出願の転送を求める請求、出願人を特定する情報、当該標識の表示及び商品又はサービスの一覧が含まれているか否か
 - (c) 出願のデータが商標登録簿に見られる第 76/J 条(1)にいう商標のデータに合致しているか否か
 - (d) 出願に、保護の適用が請求されている領域の属する国の指定が含まれているか否か
 - (e) 出願が協定に定める言語及び方法で提出されているか否か
 - (f) 出願に出願人又は代理人の署名があるか否か
- (2) 出願が(1)(a)から(c)までの要件及び、出願の商品又はサービスの一覧が第 76/J 条(1)にいう商標の商品又はサービスの一覧よりも狭い場合を除き、(f)の要件を満たしていないときは、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、当該不備を更正するよう求めるものとする。出願人は、国際事務局が請求の提出から 2 月以内に出願を受領しなかった場合は、国際登録日が請求の提出日ではなく国際事務局による国際出願の受領日である旨を通知される。
- (3) (1)に基づく不備を更正すべき旨の求めに対して効果がない場合は、ハンガリー特許庁は、国際商標出願の転送を求める請求を拒絶する。
- (4) 出願が(1)(d)及び(e)の要件を満たしていない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、当該不備を更正するよう求めるものとする。当該求めに従わなかった場合は、出願は、出願人が提出したままの状態でも国際事務局に転送される。

第 76/L 条

- (1) 国際商標出願の転送については、特定法律によって定める転送手数料をハンガリー特許庁に納付しなければならない。かつ、当該国際出願に関連して、協定が定める国際手数料を国際事務局に納付しなければならない。
- (2) (1)にいう転送手数料は、国際商標出願の出願日に納付義務が発生する。納付期日から 1 月以内に当該手数料が納付されない場合は、国際商標出願を転送すべき旨の請求は、取落とみなされる。
- (3) (1)にいう国際手数料は、協定が定める期限内に協定が定める方法で国際事務局に直接納付しなければならない。
- (4) ハンガリー特許庁の仲介を経てなされた国際商標出願については、国際登録の日及び番号を商標登録簿に記録する。

第 76/M 条 国際登録から生じる保護の、ハンガリー特許庁の仲介を経たその後の拡大

- (1) ハンガリー特許庁が国際登録の所有者の締約国の官庁である場合は、ハンガリー特許庁の仲介を経て、国際登録から生じる保護のその後の拡大を請求することができる。
- (2) 保護のその後の拡大に係る請求は、協定に定める方式要件に従って、協定に定める方法及び言語で提出しなければならない。
- (3) ハンガリー特許庁は、その後の拡大に係る請求の転送前に、次のことを審査するものとする。
- (a) 当該請求の転送に係る請求が当該請求に含まれているか否か及び当該請求に所有者又は

代理人の署名があるか否か

(b) 当該請求が協定に定める方法で提出されたか否か

(4) 保護のその後の拡大に係る請求が(3)(a)の要件を満たしていない場合は、ハンガリー特許庁は、請求当事者に対し、当該不備を更正するよう求めるものとする。当該求めに従わなかった場合は、ハンガリー特許庁は、当該請求を拒絶する。

(5) 保護のその後の拡大に係る請求が(3)(b)の要件を満たしていない場合は、ハンガリー特許庁は、請求当事者に対し、不備を更正するよう求めるものとする。当該求めに従わなかった場合は、保護のその後の拡大に係る請求は、請求当事者が提出したままの状態での国際事務局に転送される。

(6) 第76/L条の規定は、保護のその後の拡大に係る請求に関して準用する。

(7) 国際商標出願又は国際登録から生じた保護に関する変更の国際登録簿への記録を求める請求がハンガリー特許庁の仲介を経て協定に基づいて提示された場合は、(1)から(6)までの規定を準用する。

第76/N条 ハンガリー共和国を指定する出願

(1) ハンガリー共和国を指定する出願は、協定第3条(4)に基づく国際登録の日又は協定第3条の3(2)に基づく国際登録から生じた保護のその後の延長の日から、ハンガリー特許庁に適正に提出された商標出願と同一の効力を有する。

(2) ハンガリー共和国を指定する出願に基づいて行われた国際登録は、(1)に定める日から保護を与えるものとし、その効力は、ハンガリー特許庁が協定第5条(1)及び(2)に基づいてハンガリー共和国に適用される当該標識の保護を拒絶しないこと、又は当該拒絶を取り下げることと条件として、本法第64条に基づく登録と同一とする。

(3) 国際登録から生じた保護のハンガリー共和国へのその後の拡大が請求された場合は、ハンガリー共和国を指定する出願に関する規定を準用する。

(4) ハンガリー共和国を指定する出願に基づく国際登録の後、ハンガリー特許庁は、公告した時の状態でのその内容を閲覧に供するものとし、かつ、当該出願に関する国際登録簿の記入事項の閲覧を保証するものとする。

第76/O条

(1) ハンガリー共和国を指定する出願の公告は、当該国際商標出願の次のデータを公表することにより行う。

(a) 当該標識の複製

(b) 国際登録の番号

(c) 国際事務局の公報における公告の日及び公報の公告掲載号

(2) ハンガリー特許庁は、国際登録の通知の後、(1)に基づいて、ハンガリー共和国を指定する出願を公告する。

第76/P条

(1) ハンガリー特許庁は、第60条に基づいて調査報告を作成し、かつ、ハンガリー共和国を指定する出願に関して第61条に基づいて実体審査を行う。

(2) ハンガリー特許庁は、国際事務局の仲介を経て、調査報告を出願人に送付する。

(3) 第 61/B 条(1)の適用上、ハンガリー共和国を指定する出願に関する異議申立の期限は、第 76/0 条(1)に基づく公告日から計算する。

(4) 国際商標出願が第 61 条(2)に基づいて審査された要件を満たしていない場合又は当該出願に対して異議申立が行われた場合は、国際事務局は、協定に定める方法で、協定に定める期限内に通知を受けるものとする(仮拒絶)。通知においては、意見提出のために少なくとも 3 月の期限を定めるものとし、この期限は、その到来前の請求により延期することができる。

(5) 出願人が所定の期限内に求めに応答しなかった場合は、ハンガリー特許庁は、ハンガリー共和国に適用される商標保護は全部又は一部が拒絶された旨(最終拒絶)を国際事務局に通知する。出願人が所見又は異議申立に基づく場合に限りハンガリー特許庁から与えられる所定の期限内に求めに応答しなかった場合は、ハンガリー特許庁は、その情報に基づいて自由裁量で商標登録に関して決定し、その旨を国際事務局に通知する。出願人が求めに応答した場合は、ハンガリー特許庁は、実体審査を継続し、これに基づいて当該商標の登録に関して決定し、かつ、その旨を国際事務局に通知する。

(6) 商標登録を拒絶すること(第 61 条(4)、第 61/H 条(2))又は商標登録を取下とみなすこと(第 61 条(5))が認められる場合は、ハンガリー特許庁は、ハンガリー共和国に適用される商標保護は拒絶された旨(最終拒絶)を国際事務局に通知する。そうでない場合は、国際事務局は、仮拒絶が取り下げられた旨の通知を受ける。

(7) ハンガリー特許庁が(4)に基づく仮拒絶の通知を行わない場合は、仮拒絶について定めた期限の到来の翌日を登録日とする。ハンガリー特許庁が(4)に基づいて仮拒絶を取り下げた場合又は(5)及び(6)に基づき最終拒絶により一部についてのみ保護を拒絶した場合は、当該裁定の日を登録日とみなす。

(8) ハンガリー特許庁は、第 48 条の規定を準用することにより、協定第 4 条の 2 に基づいて当該国際登録がハンガリー特許庁により登録された商標に代わった旨を商標登録簿に記録する。

第 76/R 条 譲渡及びライセンス契約の効力の拒絶

(1) ハンガリー特許庁が、国際登録から生じ、かつ、ハンガリー共和国の領域に適用される保護に関して国際登録簿に記録された譲渡又はライセンス契約の一部又は全部が本法の規定に反すると認められた場合は、同庁は、国際事務局の仲介により、協定に定める方法で、協定に定める期限内に出願人に通知する。

(2) 変更が効力を有さない旨の通知においては、拒絶の理由及び範囲を示さなければならない。

第 76/S 条 国際商標の無効

本法の適用上、協定第 5 条(6)にいう国際商標の無効とは、商標の取消及び商標保護の権利取消をいう。

第 76/T 条 補足登録簿

ハンガリー特許庁は、ハンガリー共和国を指定する出願に関して補足登録簿を備え、これには、協定に基づく国際登録簿に記録することができないすべての事実及び事情を含める。

第 X/D 章 議定書に基づいてなされた国際商標出願

第 76/U 条 ハンガリー特許庁の仲介を経てなされた出願

(1) ハンガリー特許庁に対してされた商標出願の出願人及びハンガリー特許庁により登録された商標の所有者は、議定書に基づいて、本国官庁としてのハンガリー特許庁を経て国際商標出願を提出することができる。

(2) 国際商標出願が(1)にいう商標の登録前になされた場合は、出願人は、(1)にいう商標に基づいて国際商標出願をすることを希望する旨を申し立てることができる。この場合は、当該商標の登録日を出願日とみなす。

(3) ハンガリー特許庁は、次の場合に国際商標出願を転送するものとする。

(a) 出願人がハンガリー国籍である場合

(b) 出願人が居所をハンガリーに有する場合、又は

(c) 出願人が現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所をハンガリーに有する場合

(4) 国際商標出願は、協定に定める方式要件に従い、協定に定める方法及び出願人の選択による 1 の言語で、本国官庁としてのハンガリー特許庁に対して行う。

(5) 第 76/J 条(5)及び第 76/K 条から第 76/M 条までの規定は、議定書に基づいてなされた国際商標出願に準用する。ただし、協定というときは、議定書を指すものと解する。

第 76/V 条 協定に基づいてなされた国際商標出願に関する規定の適用

第 76/N 条から第 76/T までの規定は、議定書に基づいてなされた国際商標出願に準用する。ただし、協定というときは、議定書を指すものと解する。

第 76/Z 条 国際登録の国内出願への変更

(1) 議定書第 9 条の 5 に基づく変更の申請は、国際登録が取り消された日から 3 月以内に、ハンガリー特許庁に提出しなければならない。

(2) 商品又はサービスの一覧のハンガリー語翻訳文は、変更申請の提出から 4 月以内に提出しなければならない。かつ、特定法律によって定める出願手数料の一定割合になる変更手数料を 2 月以内に納付しなければならない。そうしない場合は、変更申請は、取下とみなされる。

(3) 変更申請に関連するその他の事項に関しては、第 VII 章から第 IX 章までの規定を準用する。ただし、第 76/P 条(7)にいう日の後に国際登録が取り消された場合は、ハンガリー特許庁は、第 61 条から第 63 条までの規定を適用することなく、当該商標を登録するものとする。この場合は、第 76/P 条(7)にいう日を登録日とする。

第 V 部 商標事件における裁判手続

第 XI 章 ハンガリー特許庁の決定の再審理

第 77 条 再審理の請求

- (1) 裁判所は、請求に基づいて、次のものの再審理を行うことができる。
- (a) 第 46/A 条(3)にいうハンガリー特許庁の決定
 - (b) 手続を停止させ、又は商標出願登録簿若しくは商標登録簿への記入に根拠を与えるハンガリー特許庁の決定
 - (c) ファイルの閲覧を禁止又は制限する命令であって、それに対して独立の法的救済が行政手続の一般規則に関する法律の規定に基づいて認められるもの
 - (d) 手続開始の請求を提出した者以外の者に対し、手続当事者としての法的地位を否定する命令
 - (e) 手続上の罰金を科す命令又は手続費用の額及びその支払に関する裁定
- (2) 手続上の罰金を科す命令又は手続費用の額及びその支払に関する裁定に対して提起された再審理の請求は、再審理請求において争われていない、当該決定の他の事項に関して何らの遅延効力も有さず、かつ、それらが法的効果を発するのを妨げることはない。
- (3) (1)に言及されていないハンガリー特許庁の命令は、(1)にいう決定の再審理請求においてのみ争うことができる。
- (4) 次の者は、決定の再審理を請求することができる。
- (a) ハンガリー特許庁における手続の当事者
 - (b) ファイルの閲覧を禁止又は制限された者
 - (c) 手続当事者としての法的地位を拒否された者
- (5) 公訴官は、第 3 条(1)(a)及び(b)並びに第 3 条(2)に基づいて、商標の登録及び取消に関する裁定の再審理を請求することができる。ハンガリー特許庁における手続に参加したその他の者は、独自に、自らに関する決定の又は決定の中のある事項の再審理を求める独立の請求を提出することができる。
- (6) 再審理請求は、(7)及び(8)に定める例外を除き、関係当事者又は当該手続に参加したその他の者への当該決定の伝達日から 30 日以内に提出し、又は書留便で郵送しなければならない。
- (7) 次の場合において、再審理請求提出に係る 30 日の期限は、原状回復請求を拒絶する命令又はその提出がなかったものとみなす命令の伝達から計算する。
- (a) その日が(6)にいう決定の伝達の日より遅く、かつ
 - (b) (6)にいう決定の直接の根拠となった不作為を是正するために原状回復請求が提出された場合
- (8) ハンガリー特許庁が下した決定の再審理が、行政手続の一般規則に関する法律の規定に基づき、憲法裁判所の決定を根拠として請求された場合は、再審理請求提出に係る期限は、憲法裁判所の決定の宣告から 30 日に改める。
- (9) 再審理請求はハンガリー特許庁に提出するものとし、同庁は、これを当該商標のファイルの書類と一括して、(10)に規定する場合を除いては 15 日以内に裁判所に転送する。当該手続に相手方当事者が参加していた場合は、ハンガリー特許庁は、同時に当該当事者に対し、

請求の転送について通知する。

(10) 再審理請求において基本的に重要な法的問題が提起されている場合は、ハンガリー特許庁は、当該問題について書面による陳述を行うことができ、これを 30 日以内に再審理請求及び当該商標ファイルの書類と一括して裁判所に転送するものとする。

(11) 訴訟の要件に関する規則を再審理請求に係る要件に準用する。

(12) 再審理請求が遅延して提出された場合は、裁判所は、原状回復請求に関して決定を下す。

第 78 条 管轄権及び権限

(1) ハンガリー特許庁が下した決定の再審理に係る訴訟手続については、メトロポリタン裁判所が管轄権及び排他的権限を有する。

(2) メトロポリタン裁判所は、3 の職業裁判官から成る法廷で開廷する。

(3) (廃止)

第 79 条 再審理請求に関する訴訟手続に適用される規則

裁判所は、本法にいう例外に従うことを条件として、非訟民事手続規則に従って、ハンガリー特許庁が下した決定の再審理に係る請求を審理しなければならない。本法又は当該手続の非訟的性質によって別段に解すべきではない限り、民事訴訟法に関する 1952 年法律 III の規則(以下「民事訴訟法」という)を当該訴訟手続に準用する。

第 80 条 公開性

裁判所は、当事者の請求により、民事訴訟法の一般規定に定める要件が満たされていない場合があるとしても、聴聞から傍聴人を排除することができる。

第 81 条 不適合

(1) 民事訴訟法の一般規定に定める場合のほかに、次の者は、訴訟手続に参加し又は裁判官として行動することができない。

(a) ハンガリー特許庁の決定の採択に参加した者

(b) (a)に言及する者の、裁判官の不適合に関して民事訴訟法の一般規定において定義したところによる親族

(2) (1)の規定は、議事録を作成する者及び専門家にも適用する。

第 82 条 訴訟手続当事者及びその他の参加人

(1) 請求を提出した者は、裁判手続の当事者となるものとする。手続を提起する公訴官は、当事者が有するすべての権利を有する。ただし、公訴官は、和解に合意することも権利を放棄又は承認することもできない。

(2) ハンガリー特許庁における手続に相手方当事者も参加している場合は、当該裁判手続は、その当事者に対して開始されるものとする。

第 83 条

共同保護の所有者が商標の権利を維持し、かつ、保護するために独立して行動する場合、又は訴訟手続が共同所有者の 1 のみに対して開始されている場合は、裁判所は、他の共同所有

者が当該訴訟手続に参加することができることを当該他の共同所有者に通知するものとする。

第 84 条

(1) ハンガリー特許庁が下した決定の再審理に係る訴訟手続の結果に法律上の利害関係を有する者は、裁判所の決定が最終的になるまでは、利害関係が一致する当事者に有利となるように当該訴訟手続に参加することができる。

(2) 和解、権利の承認及び放棄を除き、当該参加人は、自己が支持する当事者が取る権利を有するすべての行動を取ることができる。ただし、当該参加人の行為は、当該当事者の行為に抵触しない場合に限り効力を有するものとする。

(3) 当該参加人と当該当事者との間の如何なる法的紛争についても、当該訴訟手続の過程で決定を下してはならない。

第 85 条 代理

(1) 特許弁護士は、訴訟手続における代理人としても行動することができる。

(2) 特許弁護士又は弁護士に与えられた委任状の国内外における有効性に関しては、本人の署名をもって足りるものとする。

第 86 条 訴訟手続の費用

(1) 相手方当事者も裁判手続に参加する場合は、訴訟費用に関する規定を訴訟手続の費用の前払及び支払に準用する。

(2) 相手方当事者がいない場合は、出願人は、費用を前払し、決済しなければならない。

(3) 当事者を代理する特許弁護士の経費及び報酬は、訴訟手続の費用に加えるものとする。

第 87 条 不作為

出願人も何れの当事者も聴聞に出頭しない場合又は何れの当事者も所定の期限内に裁判所の求めに応じない場合は、裁判所は、利用可能な材料に基づいて請求に対する決定を行う。

第 88 条 原状回復

第 42 条の規定を非訟手続における原状回復請求の提出に準用する。

第 88/A 条 請求に基づく措置

ハンガリー特許庁が再審理請求に関して書面による陳述を行った場合(第 77 条(10))は、手続を進めている法廷の長は、これについて当事者に書面で通知する。

第 89 条 聴聞及び証拠調べ

(1) 第 1 審裁判所は、民事訴訟法の規定に従って証拠調べを行い、また、聴聞を行う。

(2) 訴訟手続に参加する相手方当事者がなく、かつ、当該事件が証拠書類に基づいて解決することができる場合は、裁判所は、聴聞を行うことなく判決を下すことができる。ただし、当事者が請求する場合は、当該当事者を聴聞しなければならない。

(3) 裁判所が聴聞を行うことなく事件を審理したが、その訴訟手続の間に聴聞が必要であると認めた場合は、裁判所は、何時でも当該聴聞を命じることができる。ただし、裁判所が聴

聞により事件を審理している場合又は聴聞を命じた場合は、そのような命令を取り消すこと及び聴聞を行うことなく当該事件を審理することはできない。

(4) ハンガリー特許庁での手続において和解が認められなかった場合は、裁判手続において和解することはできない。

第90条 決定

裁判所は、事件の実体的事項及び他の事項の両方について、判決により決定を行う。

第91条

(1) 裁判所が商標事件において下された決定を変更する場合は、当該判決は、ハンガリー特許庁の決定に代わるものとする。商標出願を拒絶、取下又は擬制取下とする決定に対して再審理請求が提出された場合において、その決定がなければハンガリー特許庁での登録手続の継続が許容されると思われるときは、裁判所は、商標事項における決定を再審理する代わりに、その決定を取り消し、ハンガリー特許庁に手続を継続するよう命じる。

(2) 次の場合は、裁判所は、決定を取り消し、ハンガリー特許庁に新たな手続を開始するよう命じるものとする。

(a) 除斥の理由で異論を唱えられる可能性がある者が参加して当該決定が下された場合

(b) ハンガリー特許庁における手続の間に、裁判所が是正することができない実体的手続規則違反がなされた場合

(c) (廃止)

(3) 当事者がハンガリー特許庁における手続の対象ではなかった事項に関して裁判所の決定を請求する場合は、裁判所は、当該請求をハンガリー特許庁に差し戻さなければならない。ただし、取消手続においてハンガリー特許庁が第73条(1)に基づき取消理由を考慮に入れなかったとき又は新たな取消理由が再審理請求において若しくは再審理請求の提出後に提起されたときはこの限りでない。裁判所は、当該取消理由を考慮に入れないものとする。請求差戻の場合において、裁判所は、必要なときは、ハンガリー特許庁の決定を取り消す。

(4) 裁判所は、再審理請求において又は再審理請求の提出後に当事者が提出した陳述、宣言又は証拠であってハンガリー特許庁が第40条(3)に従って考慮に入れなかったものは考慮に入れない。

(5) 再審理請求の提出後にハンガリー特許庁が第77条(1)(b)から(d)までという決定の何れかを取り下げた場合は、裁判所は、当該訴訟手続を終了しなければならない。ハンガリー特許庁がその決定を修正した場合は、裁判手続は、なお争われている事項に関してのみ、継続することができる。

第92条

事件の実体的事項に関する裁判所の判決は、送達によって伝達するものとし、当該判決は、その宣告をもって伝達されたとみなしてはならない。裁判所が聴聞において再審理請求につき決定を下す場合は、事件の実体的事項に関する判決も聴聞の日に宣告するものとする。宣告は、事件の複雑性のためにそれが不可欠である場合に限り、8日を超えない期間の延長をすることができる。この場合は、宣告の期限は直ちに設けるものとし、判決は、宣告の日までに書面にするものとする。

第 93 条

メトロポリタン裁判所の決定に対して提起された上訴についての判決にあたっては、民事訴訟法第 257 条の規定を準用する。ただし、第 2 審裁判所は、その旨の請求がある場合は、当該上訴が第 77 条(1)(c)及び(d)にいうハンガリー特許庁の決定に対して提出された再審理請求に関する命令に対して提起された場合を除き、当事者を口頭でも聴聞する。

第 94 条 (廃止)

第 XII 章 商標訴訟

第 95 条 商標訴訟に適用される規則

(1) メトロポリタン裁判所は、商標侵害、第 14 条に基づく代理人による商標使用の禁止、第 19 条(5)に基づく商標保護に対する権利又は商標保護の譲渡、並びに共同体商標規則(本法第 76/A 条(a))第 106 条及び第 107 条並びに第 159a 条(5)に基づく共同体商標の使用禁止に関する裁判手続において排他的権限を有する。当該訴訟手続において、メトロポリタン裁判所の法廷は、第 78 条(2)に定めるように構成される。

(2) 商標侵害裁判手続において、原告が、当該商標が保護されていること及び自己が当該商標の所有者又は自己名義で侵害に係る訴訟手続を提起する権利を有する使用者であることを証明した場合は、別段のことが示されるまでの暫定措置が、特定の評価に値する原告の権利を保護するために必要とみなされる。

(3) 商標侵害の開始から 6 月又は原告が当該侵害及び侵害者の身元を認識した日から 60 日が既に経過している場合は、(2)は適用されない。

(4) 商標侵害の場合における暫定措置の請求は、訴訟の開始前にも提出することができる。メトロポリタン裁判所は、非訟手続における請求に関して決定を下すものとする。非訟手続の特徴に由来する例外を除き、本法の規定及び民事訴訟法の一般規則は、暫定措置に係る非訟手続に準用する。原告が(8)に従って商標侵害訴訟を開始した場合は、非訟手続において納付する手数料を超える額を当該訴訟に係る手数料として納付しなければならない。

(5) 侵害の場合に適用される民事救済に加え、所有者は、暫定措置に関する条件について、裁判所に次のことを請求することができる。

(a) 所有者が損害賠償又は侵害による利得の引渡に係る自己の請求の後日の実現を危うくする虞がある事情を証明する場合に、司法執行法の規定に従って予防措置を命じること

(b) (a)に従って予防措置を命じる目的で、侵害者に、その銀行、財務又は商業関係の書類を伝達又は提示させること

(c) 所有者が、商標侵害の停止を要求する代わりに、申し立てられている侵害行為の侵害者による継続に同意する場合は、保証金の供託を命じること

(6) (5)(c)に基づく保証金の供託に関しては、裁判所は、所有者によるこの旨の請求がない場合であってもこれを命じることができるが、ただし、所有者が侵害停止を請求し、裁判所がこれを認めないことを条件とする。

(7) 裁判所は、順不同で、暫定措置について、この趣旨の請求の提出から遅くとも 15 日以内に決定を下す。第 2 審裁判所は、暫定措置に関する決定に対して提起された不服申立について、順不同で、その提起から遅くとも 15 日以内に、決定を下す。

(8) 被告の請求により、裁判所は、訴訟の開始前に請求された暫定措置((5)及び(6)をも含む)についてのその決定を取り消す。ただし、所有者が、当該決定の伝達から15日以内に、当該暫定措置により執行された請求に関して商標侵害に係る訴訟手続を提起しなかった場合に限る。裁判所は、順不同で、暫定措置の取消請求の提出から遅くとも15日以内に、当該請求について決定を下す。

(9) 商標侵害訴訟手続の過程で、当事者の1が合理的に利用可能な証拠を既に提示している場合は、裁判所は、証拠を提示した当事者の請求により、被告に対し、次の事項を要求することができる。

(a) その者が保有する書類及びその他の証拠物件を提示し、かつ、閲覧に供すること

(b) その者の銀行、財務又は商業関係の書類を伝達又は提示すること

(10) 所有者が商標侵害の事実又は危険を相当な程度に示した場合は、訴訟手続の提起前にも証拠の予備的提示が認められる。訴訟手続が未だ開始されていない場合は、メトロポリタン裁判所において証拠の予備的提示が請求される。予備的証拠は、メトロポリタン裁判所により徴収される。証拠の予備的提示を命じる決定に対しては、不服申立が認められる。

(11) 証拠の予備的提示を命じる決定の伝達から15日以内に所有者が商標侵害に係る訴訟手続を提起しなかった場合は、裁判所は、被告の請求により、証拠の予備的提示を命じる決定を取り消す。裁判所は、順不同で、証拠の予備的提示の取消請求の提出から遅くとも15日以内に、当該請求について決定を下す。

(12) 遅延により回復不能の損害が生じるときは極度の緊急性がある場合とみなされ、このことを考慮に入れて、被告を聴聞することなく、暫定措置((5)及び(6)をも含む)を取ることができる。遅延により回復不能の損害が生じるとき又は証拠の破棄の虞があるときは緊急性がある場合とみなされ、このことを考慮に入れて、被告を聴聞することなく、予備的証拠を徴収することができる。被告を聴聞することなく下した決定は、令状により被告に伝達される。決定伝達の後、被告は、聴聞を受けること、又は暫定措置若しくは証拠の予備的提示を命じる決定の再審理若しくは取消を請求することができる。

(13) 裁判所は、証拠の予備的提示及び暫定措置((5)(c)及び(6)を除く)を命じる際に、保証金を供託させることができる。

(14) (5)(c)、(6)及び(13)にいう場合において、保証金から補償を受ける権利を有する当事者が、証拠の予備的提示若しくは暫定措置についての決定を取り消す決定又は訴訟手続の停止についての判決が効力を生じた日から3月以内にその請求を執行しないときは、供託人は、保証金の払戻を要求することができる。

(15) (1)において言及されていない他の如何なる商標訴訟も、県裁判所(メトロポリタン裁判所)の審理を受けなければならない。

(16) 民事訴訟法の一般規定は、本法第80条、第85条及び第86条(3)に定める例外を除き、(1)及び(15)にいう裁判手続において適用する。

第 VI 部 団体標章及び証明標章

第 XIII 章 団体標章

第 96 条 団体標章

- (1) 団体標章とは、当該団体標章を付した商品又はサービスの品質、原産地又はその他の特徴によって、ある社会的組織、公法人又は団体(以下一括して「社会的組織」という)の構成員の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができる標章をいう。
- (2) (廃止)
- (3) 標識は、次の場合は、団体標章としての商標保護の対象から除外される。
 - (a) (廃止)
 - (b) その使用に適用される規約が公序良俗又は法律に反する規定を含む場合
- (4) 団体標章の保護を受ける権利は、当該社会的組織に属するものとし、その構成員は、当該団体標章を使用する権利を有する。
- (5) 所有者である社会的組織自体は、当該団体標章を使用することができないが、構成員による使用を管理するものとする。
- (6) 当該社会的組織の何れかの構成員による団体標章の使用は、第 18 条にいう意味での使用を構成するとみなされる。

第 97 条 団体標章の使用に適用される規約

- (1) 標識は、その使用に(2)及び(3)に定める要件を満たす規約が適用される場合は、団体標章としての保護が付与される。この規約は、当該団体標章の所有者である社会的組織によって設けられる。
- (2) 規約には、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 当該社会的組織の名称及び登録所在地
 - (b) 当該標識の使用を許可された構成員に関する情報。当該構成員の名称、宛先及び登録所在地を含む。
 - (c) 構成員資格の条件
 - (d) 団体標章の使用条件
 - (e) 団体標章の使用の管理に関する規定
 - (f) 団体標章の無許可の使用に対する訴訟手続の提起
- (3) (廃止)
- (4) 団体標章出願には、当該規約を含めなければならない。団体標章に関して、(2)(b)に示す情報も商標登録簿に記録しなければならない。規約及びその修正は、当該団体標章に関する登録簿の記入事項に添付しなければならない。

第 98 条 団体標章保護の譲渡

- (1) 団体標章保護の譲渡は、関連する契約書及び当該権原承継の商標登録簿への記録を要する。
- (2) 団体標章保護は、譲渡の後に第 96 条に定める要件が満たされない場合、又は当該標識が団体標章としての保護の対象から除外されるようになった場合は、譲渡することができない。

第 99 条 団体標章保護の消滅

(1)－(2) (廃止)

(3) 団体標章の保護は、規約に反する当該団体標章の使用を止めるために必要な措置を所有者が取らない場合は、消滅に関する裁定において示された日に消滅するものとする。

(4) 第 96 条(3)に基づいて、標識に団体標章としての保護を付与することができない場合は、当該団体標章は取り消される。標章が第 96 条(3)に基づいて保護の対象から除外されるようになった場合は、当該団体標章の保護の消滅は、消滅決定の請求の提出日に遡って宣言される。

第 100 条 団体標章保護により与えられる権利の執行

構成員であることを理由として団体標章の使用を許可されている者は、所有者の同意を得た場合にのみ、侵害者に対して訴訟を提起することができる。ただし、当該人は、所有者が提起した訴訟手続に参加することができる。

第 XIV 章 証明標章

第 101 条 証明標章

(1) 証明標章とは、特定の品質又はその他の特徴を有する商品又はサービスを、このような品質又は特徴を証明することによって、その他の商品又はサービスから識別する商標をいう。

(2) 次の事業は、証明標章の保護を受けることができない。

(a) 当該商標が登録されている商品を生産し、市場に出し若しくは輸入しており、又はサービスを提供している事業

(b) 不公正市場慣行及び競争制限の禁止に関する法律に従って、(a)にいう事業から独立していない事業

(c) 当該標章を登録している商品又はサービスに関して、(a)にいう事業と永続的な法的関係にある事業

(3) 所有者自体は証明標章を使用することができない。ただし、所有者は、所定の品質要件又はその他の特徴に従った商品又はサービスに関して、当該標章の使用を許可するものとする。

(4) 証明標章は、(5)に定める要件を満たす規約を伴う場合は、保護を付与される。

(5) 規約には、次の事項を含めなければならない。

(a) 所有者の名称及び登録所在地

(b) 当該標章が登録されている商品又はサービスに関する品質要件

(c) 品質の証明の規則

(d) 当該標章の使用条件

(e) 当該標章の使用の管理に関する規定

(f) 当該標章の無許可の使用に対する訴訟手続の提起

(6) 証明標章の規約、出願及び登録、使用及び譲渡、証明標章保護の消滅、並びに証明標章保護に由来する権利の執行については、団体商標及びその保護に関する規定を準用する。

(7) 証明標章は、第 101 条(2)に基づいて権原を有していない者が出願していた場合にも取り消される。

(8) 証明標章の使用については、品質又はその他の特徴の証明に関する特定法律の規定も適用する。

第 XV 章 商標に関する規定の団体標章及び証明標章への適用

第 102 条 商標に関する規定の適用

この部で規定されていない団体標章及び証明標章並びにこれらの保護に関する事項については、商標及びその保護に関する規定を適用する。ただし、第 96 条 (3) にいう理由に関して所見を提出することもできる。

第 VII 部 地理的表示の保護

第 XVI 章 保護の内容、与えられる権利、侵害及び保護の消滅

第 103 条 保護を受けることができる地理的表示及び原産地名

(1) 生産品の地理的産地を特定するために業として使用される地理的表示及び原産地名は、地理的表示として保護を付与される。

(2) 地理的表示とは、地域、地方又は例外的な場合は国の地理的名称であって、そこに生じる生産品について、その特有の品質、評判又はその他の特徴が本質的に当該地理的産地に由来し、かつ、その生産、加工又は作成が当該限定された地理的区域で行われるものを指定するのに役立つものをいう。

(3) 原産地名とは、地域、地方又は例外的な場合は国の地理的名称であって、そこに生じる生産品について、その特有の品質、評判又はその他の特徴が排他的又は本質的に、固有の自然及び人間の要因を含む地理的環境に由来し、かつ、その生産、加工及び作成が当該限定された地理的区域で行われるものを指定するのに役立つものをいう。

第 104 条

蒸留酒の地理的表示は、当該地理的表示を付した生産品が特定法律に規定する生産品明細書において指定された条件も遵守している場合は、保護を付与される。

第 105 条 除外理由

(1) 地理的表示が取引の過程において、生産品が当該地理的表示によって指定される場所において原産されているか否かに係わりなく、当該生産品の普通名称になった場合は、当該地理的表示は保護を付与されない。

(2) 地理的表示は、登録後には生産品の普通名称となるようにしてはならない。

第 106 条

(1) 地理的表示は、次については保護を付与されない。

(a) それが先の地理的表示と同一である場合に、同一の生産品に関して

(b) それが先の地理的表示と同一であるか又は類似している場合に、同一の又は類似している生産品に関して

(c) それが先の商標と同一であるか又は類似しており、かつ、その使用が、当該商標の知識、評判又は持続的な市場における存在のために、消費者に混同を生じさせる虞がある場合

(2) 地理的表示が、保護されているか又は保護されていない先の植物品種又は動物品種の名称に抵触し、かつ、それ故に消費者を欺く虞がある場合は、保護を付与されない。

第 107 条 登録要件、保護を受ける権利

(1) 次の場合は、地理的表示に対して保護を付与する。

(a) 地理的表示が第 103 条及び第 104 条の要件を満たしており、第 105 条及び第 106 条に基づいて保護の対象から除外されておらず、かつ

(b) 出願が本法に定める要件を満たしている場合

(2) 地理的表示の名称を使用している生産品を限定された地理的区域において生産、加工又は作成する如何なる自然人若しくは法人又は法人格のない会社も、地理的表示の保護を求めて出願することができる。

(3) 地理的表示の保護は、(2)に従って生産品を生産、加工又は作成する者(以下「所有者」という)に共同で付与される。

(4) 外国人は、国際条約に基づくか又は相互主義の条件に従う場合にのみ、地理的表示の保護を受けることができる。ハンガリー特許庁長官は、相互主義の事項に関して裁定を下す権限を有する。

第 108 条 保護の成立及び期間

(1) 地理的表示の保護は、出願日に遡って効力を有する。

(2) 地理的表示の保護の期間は無制限とする。

第 109 条 保護によって与えられる権利

(1) 保護は、所有者に当該地理的表示を使用する排他権を与えるものとする。所有者のみが当該地理的表示を使用することができ、所有者は、使用ライセンスを付与することはできない。

(2) 何れの所有者も、使用の排他権に基づいて、業として次の行為をする何人に対しても訴訟を提起する権利を有する。

(a) 限定された区域の原産でない生産品に関して、保護されている地理的表示又は混同を生じさせる虞がある名称を使用すること

(b) 生産品の一覽に含まれていないが、生産品に類似しており、したがって保護されている地理的表示の評判を不当に利用するか又は侵害する生産品に関して、保護されている地理的表示を使用すること

(c) 生産品の真の原産地が表示されている場合であっても、又は保護されている名称が翻訳されているか若しくは種々の付加物を伴っている場合であっても、如何なる方法によるかを問わず、保護されている地理的表示を模倣するか又は再現すること

(d) 生産品の出所、原産地、性質又は本質的な特徴に関して何らかの虚偽の又は誤認を生じさせる表示を使用すること。当該表示が何に(例えば当該生産品に係る包装、広告材料又は書類に)表示されているかを問わない。

(e) 生産品の真の原産地に関して、公衆に誤認を生じさせる虞があるその他の行為をすること

第 110 条 保護の侵害

(1) 第 109 条の規定に違反して保護されている地理的表示を不法に使用する者は、侵害を犯すものとする。

(2) 所有者の何れの 1 も、侵害に係る訴訟手続を個別に提起することができる。所有者の利益団体及び消費者保護組織も、侵害に係る訴訟手続を提起することができる。

(3) 侵害者に対して利用可能な民事救済については第 27 条の規定を、また、侵害の関税法の効果については第 28 条の規定を準用する。

第 111 条 保護の消滅

- (1) 地理的表示の保護は、次の場合は消滅する。
 - (a) 保護が取り消された場合。この場合は、出願日まで遡って消滅する。
 - (b) 所有者が生産品明細書に定める要件に違反している場合。この場合は、権利取消手続の開始日に遡って消滅する。
- (2) 地理的表示が第 107 条(1)(a)に定める要件を満たさない場合は、保護は取り消される。
- (3) 指定された調査当局が、生産品明細書との関係で、地理的表示の使用において、他の方法では是正することができない重大な欠陥を認定した場合は、蒸留酒の地理的表示の保護は権利取消とされる。
- (4) 取消又は権利取消に係る請求が最終裁定によって拒絶された場合は、何人も、同一の地理的表示の同一の理由に基づく取消又は権利取消について新たな手続を提起することはできない。

第 XVII 章 地理的表示の保護に関する手続

第 112 条 ハンガリー特許庁における手続の一般規則

- (1) ハンガリー特許庁は、地理的表示に関して次の事項を管轄する。
 - (a) 地理的表示の登録
 - (b) 保護の取消及び権利取消
 - (c) 地理的表示の保護に係る出願の記録及び登録された地理的表示の記録の維持
 - (d) 地理的表示の保護に関する公式情報
- (2) ハンガリー特許庁は、一定の地理的表示の共同体保護及び原産地名称の国際登録に関する規定(第 XVII/A 章及び第 XVII/B 章)の適用に関する事項も管轄する。
- (3) 取消手続及び権利取消手続において、ハンガリー特許庁は、3 の構成員から成る合議体の形式で手続を進め、裁定を下す。
- (4) ハンガリー特許庁は、再審理請求が提出された場合にのみ、かつ、当該請求が裁判所に送付されるまでにのみ、次の事項に関して下した最終決定を取下又は修正することができる。
 - (a) 地理的表示の登録
 - (b) 地理的表示の取消
 - (c) 保護の権利取消
 - (d) 理事会規則に基づいて提出された出願の転送
 - (e) 原産地名称の登録に係る国際出願の転送
 - (f) ハンガリー共和国を指定して国際事務局によって登録された原産地名称の保護の最終的拒絶
- (5) ハンガリー特許庁は、再審理請求に基づいて、(4)(b)及び(c)にいう事項に関して下した最終決定を取下又は修正することができる。ただし、同庁がその決定が法律に反していると認定した場合又は当事者が全員一致で当該決定の修正又は取下を請求する場合に限る。
- (6) ハンガリー特許庁における手続でのその他の事項については、第 VII 章及び第 VIII 章の規定を準用する。ただし、地理的表示に関連する事項において、手続の当事者は、ハンガリー特許庁と電子的手段による通信をする権原を有さず、また、ハンガリー特許庁は、当事者と電子的手段による通信をする義務を負わない。

第 113 条 地理的表示の登録手続

(1) 地理的表示の登録出願には、願書、地理的表示の名称、生産品一覧及びその他の付属文書を含めなければならない。出願が遵守しなければならない詳細な方式要件は、特定法律によって定める。

(2) 地理的表示の登録出願については、特定法律によって定める出願手数料を納付しなければならない。当該手数料は、出願日から 2 月以内に納付しなければならない。

(3) 地理的表示の登録出願が、出願の時点において又は更正の結果として、出願日の付与に関して定めた要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、それに関する公式情報を同庁の公報において公表する(データ伝達)。データ伝達には、次のデータを含めなければならない。

(a) 地理的表示の名称

(b) 出願日

(c) 生産品一覧

(4) 地理的表示の登録手続におけるデータ伝達の後には、何人も、当該表示又は当該出願が本法によって定める登録要件を満たさない旨の所見をハンガリー特許庁に提出することができる。

(5) 地理的表示の登録出願が第 55 条に基づいて審査された要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、当該出願の実体審査を行う。実体審査においては、次のことを評価する。

(a) 地理的表示が第 103 条の要件を満たしているか否か、及び当該表示が第 105 条及び第 106 条に基づいて保護の対象から除外されているか否か

(b) 出願が本法に定める要件を満たしているか否か

(6) (廃止)

(7) 地理的表示の登録手続において、(1)から(5)までに規定されていない事項に関しては、第 IX 章の規定を準用する。ただし、商品又はサービスの一覧というときは、生産品一覧を指すと解する。

第 113/A 条

(1) 地理的表示の登録出願において、蒸留酒の地理的表示の登録が求められている場合は、次の例外を条件として、第 113 条の規定が適用される。

(a) 第 113 条(1)にいう事項に加えて、地理的表示の登録出願には、特定法律により規定される生産品明細書を含めなければならない。

(b) ハンガリー特許庁は、出願に関する審査(第 55 条及び第 56 条)及び方式要件に関する審査(第 59 条)を、順不同で実施する。

(c) 出願が(b)に基づく審査要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、当該事項の書類の写しを、順不同で農業政策担当大臣(以下「大臣」という)に送付する。

(d) 特定法律に基づき生産品明細書の審査について行われた手続を基礎として、大臣は、ハンガリー特許庁に対し、生産品明細書に関して、また地理的表示の登録に関して合意するか否かの陳述書を、(c)による書類の送付から 9 月以内に提出する。ハンガリー特許庁は、大臣に対し、同時に裁定を送付して、地理的表示の登録に関する裁定が確定している旨を通知する。

(e) 地理的表示の登録に関する裁定が確定するまでは、出願人は、蒸留酒の自己の地理的表

示について共同体保護を求めるか否かについての意見書をハンガリー特許庁に提出することができる。

(2) 蒸留酒の登録地理的表示に関する生産品明細書の補正手続においては、(1)の規定を準用する。

第 114 条 取消及び権利取消に関する手続

地理的表示の保護の取消を求める手続については第 72 条から第 74 条までの規定を、権利取消を求める手続については第 75 条及び第 76 条の規定を、準用する。

第 115 条 地理的表示の保護に関する裁判手続

地理的表示の保護に関する裁判手続においては、第 XI 章及び第 XII 章の規定を準用する。

第 116 条 蒸留酒の地理的表示の調査

業として用いられた蒸留酒の地理的表示の使用に係る第 104 条に基づく要件に従った調査は、特定法律によって指定された当局の管轄下に置かれる。

第 VIII 部 一定の地理的表示の共同体保護及び原産地名称の国際登録に関する規定

第 XVII/A 章 農産品及び食料品、ぶどう酒並びに蒸留酒に係る地理的表示の共同体保護に関する規定

第 116/A 条

(1) 農産品及び食料品に係る地理的表示の共同体保護については、農産品及び食料品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する 2006 年 3 月 20 日の理事会規則 (EC)No. 510/2006(以下「規則 510/2006/EC」という)の規定が適用される。

(2) ぶどう酒に係る地理的表示の共同体保護については、規則 (EC)No. 1493/1999, (EC)No. 1782/2003, (EC)No. 1290/2005, (EC)No. 3/2008 を修正し、規則 (EEC)No. 2392/86 及び (EC)No. 1493/1999 を廃止する、ぶどう酒市場の共通化に関する 2008 年 4 月 29 日の理事会規則 (EC)No. 479/2008(以下「規則 479/2008/EC」という)の規定が適用される。

(3) 規則 510/2006/EC 及び規則 479/2008/EC に基づき、大臣及びハンガリー特許庁は、加盟国の管轄内の事項を処理する。

(4) 規則 510/2006/EC 第 5 条及び規則 479/2008/EC 第 35 条(1)に基づく出願(この章の適用上、以下共に「出願」という)は、大臣に対して行うものとする。大臣は、特定法律に規定される要件を満たしている出願を、遅滞なくハンガリー特許庁に送付する。

(5) ハンガリー特許庁は、出願が次の要件を満たしているか否かを順不同で審査する。

(a) 農産品及び食料品の場合は、規則 510/2006/EC 第 2 条から第 3 条までの要件

(b) ぶどう酒の場合は、規則 479/2008/EC 第 34 条、第 42 条及び第 43 条の要件

(6) ハンガリー特許庁の審査は、次のもの間に関連性が存在するか否かを確認しない。

(a) 規則 510/2006/EC 第 2 条(1)(a)及び(b)に定める、農産品又は食料品と地理的名称との間

(b) 規則 479/2008/EC 第 34 条(1)に定める、ぶどう酒と地理的名称との間

(7) ハンガリー特許庁は、大臣に対し、(5)に基づく審査要件を基礎として、(9)に定めるように、出願を欧州委員会へ転送することに合意するか否かの陳述書を、出願の受領後 2 月以内に提出する。

(8) (7)に基づくハンガリー特許庁の陳述書及び特定法律に規定される出願の詳細審査の後に、大臣は、自ら所管する省の公報において出願を公表する。規則 510/2006/EC 第 5 条(5)及び規則 479/2008/EC 第 38 条(3)及び(4)に定めるように、出願に対しては、公表から 2 月以内に異議を申し立てることができる。大臣は、工業所有権問題が関係している場合はハンガリー特許庁と合意の上で、(9)に基づく自らの決定において異議に関して決定する。

(9) 大臣は、ハンガリー特許庁の陳述書に従い、かつ、特定法律に定めるその詳細審査の後に、出願が本法及び特定法律に定める要件を遵守しているか否かを、出願から 9 月以内に決定する。大臣は、当該決定を、生産品明細書と共に、自ら所管する省の公報において公表する。出願人に有利な決定の場合は、大臣は、規則 510/2006/EC 第 5 条(7)又は規則 479/2008/EC 第 38 条(5)(b)にいう詳細及び書類を欧州委員会へ転送する。

(10) (9)に基づく出願人に有利な決定は、規則 510/2006/EC 第 5 条(6)第 1 号及び規則 479/2008/EC 第 38 条(7)に従って、出願が欧州委員会に提出された日に有効となる暫定保護を生じさせる。大臣は、暫定保護確定の日を出願人に通知する。自己の地理的表示に暫定保護を付与された出願人は、侵害訴訟を提起することもできる。ただし、当該訴訟は、出願に

関する欧州委員会の決定が確定するまで停止される。

(11) (1)から(10)までの規定は、次のものに準用する。

(a) 農産品及び食料品の場合は、規則 510/2006/EC 第 9 条に基づく生産品明細書の補正申請及び第 12 条に基づく取消請求

(b) ぶどう酒の場合は、規則 479/2008/EC 第 49 条に基づく生産品明細書の補正申請及び第 50 条に基づく取消請求

(12) 規則 510/2006/EC 第 7 条(2)に基づく異議申立は、規則 510/2006/EC 第 6 条(2)第 1 号にいう詳細及び書類が欧州連合の公報において公表された日から 4 月以内に大臣に提出する。異議申立に関する加盟国の職務は、工業所有権問題が関係している場合は、ハンガリー特許庁の合意を得て、大臣がこれを履行する。

(13) 次の場合は、第 27 条及び第 28 条並びに第 XII 章の規定を準用する。

(a) 規則 510/2006/EC 第 13 条(1)にいう行為であって、農産品及び食料品に係る地理的表示及び原産地名称の共同体保護又は(9)に定める暫定保護を侵害するものが行われた場合

(b) 規則 479/2008/EC 第 45 条(2)にいう行為であって、ぶどう酒に係る地理的表示及び原産地名称又は(9)に定める暫定保護を侵害するものが行われた場合

第 116/B 条

(1) 蒸留酒に係る地理的表示の共同体保護については、理事会規則(EEC)No. 1576/89 を廃止する、蒸留酒の定義、説明、呈示、ラベル付け及び地理的表示の保護に関する 2008 年 1 月 15 日の欧州議会及び理事会規則(EC)No. 110/2008(以下「規則 110/2008/EC」という)の規定が適用される。規則 110/2008/EC に基づいて、大臣は、加盟国の管轄内にある事項を処理する。

(2) 出願人が第 113/A 条(1)(e)に基づく意見書を提出した場合は、ハンガリー特許庁は、第 113/A 条(1)(d)に基づく通知により、大臣にそのことを知らせる。第 113/A 条(1)(e)に基づく意見書を提出しない場合は、出願人は、蒸留酒に係る地理的表示の登録に関する決定が確定した後はいつでも、地理的表示の共同体保護の付与手続を遂行するよう請求することができる。当該請求は、大臣に提出しなければならない。大臣は、規則 110/2008/EC 第 17 条(1)による申請書を、ハンガリー特許庁の通知から、又は権利所有者の請求の提出から 60 日以内に提出する。

(3) 共同体保護下にある蒸留酒の地理的表示に関する生産品明細書の、第 113/A 条(2)による補正の場合は、(2)の規定を準用する。

(4) 規則 110/2008/EC 第 16 条にいう行為であって、蒸留酒に係る地理的表示の共同体保護を侵害するものが行われた場合は、第 27 条及び第 28 条並びに第 XII 章の規定を準用する。

第 116/C 条

(1) 第 116/A 条及び第 116/B 条に規定されない問題に関しては、特定法律の規定が適用される。この特定法律では、生産品明細書の遵守の検証は次の団体によっても行うことができる旨を規定することができる。

(a) 農産品及び食料品の場合は、規則 510/2006/EC 第 11 条(1)に基づく生産品認証団体

(b) 蒸留酒の場合は、規則 110/2008/EC 第 22 条(1)に基づく生産品認証団体

(c) ぶどう酒の場合は、規則 479/2008/EC 第 48 条(1)に基づく生産品認証団体

(2) (1)にいう特定法律は、次のことができる。

- (a) 地理的表示の保護を付与された農産品及び食料品、蒸留酒、ぶどう酒の生産及び市販のための条件を規定すること
- (b) 地理的表示の使用を禁止すること
- (3) 生産者は、(2) (a)にいう条件を満たさず又は(2) (b)に基づく禁止を遵守せず、かつ、生産品明細書を遵守していない生産品について地理的表示の使用を継続する場合は、特定法律により定められる額の罰金を支払わなければならない。

第 XVII/B 章 原産地名称の国際登録に関する規定

第 116/D 条 一般規定

- (1) 本法の適用上、次のとおりとする。
 - (a) 「原産地名称の国際登録に係る出願」(以下「国際出願」という)とは、原産地名称の保護及び国際登録に関する 1958 年 10 月 31 日のリスボン協定(この部の適用上、以下「協定」という)に基づいてなされた出願をいう。
 - (b) 「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。
 - (c) 「国際登録簿」とは、国際事務局が維持する、協定に基づいて提出された原産地名称の登録簿をいう。
 - (d) 「本国官庁」とは、協定第 2 条(2)に定める本国の管轄官庁をいう。
- (2) 本法において協定の適用というときは、協定に基づく規則の適用も意味すると解する。
- (3) 協定に別段の規定がない限り、この章に定める例外を除き、本法の規定を国際出願に適用する。
- (4) (廃止)

第 116/E 条 ハンガリー特許庁の仲介を経てなされた出願

- (1) ハンガリー特許庁により登録された原産地名称の所有者(第 107 条(3))は、本国官庁としてのハンガリー特許庁を通じて、国際事務局に対して国際出願をすることができる。
- (2) 国際出願は、協定に定める方式要件に従って、協定に定める方法及び言語で、本国官庁としてのハンガリー特許庁に対してするものとする。
- (3) (1)にいう原産地名称の登録の前に国際出願がなされた場合は、原産地名称の登録日は出願日であるとみなす。

第 116/F 条

- (1) ハンガリー特許庁は、国際出願を転送する前に、次のことについて審査するものとする。
 - (a) 当該出願に、本国の表示、出願人を特定する情報、原産地名称、生産品明細書及び原産地名称が属する地理的領域が記載されているか否か
 - (b) 当該出願のデータが登録簿に見られる第 116/E 条(1)にいう原産地名称のデータに合致しているか否か
 - (c) 当該出願が協定に定める言語及び方法で提出されているか否か
 - (d) 当該出願が出願人又は代理人により署名されているか否か
- (2) 出願が(1)の要件を満たしていない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、当該不備を更正するよう求める。当該求めに従わなかった場合は、出願を出願人が提出した状態で

国際事務局に転送する。

第 116/G 条

(1) 国際出願の転送については、特定法律によって定める転送手数料をハンガリー特許庁に納付しなければならない。かつ、当該国際出願に関連して、協定に定める国際手数料を国際事務局に納付しなければならない。

(2) (1)にいう転送手数料は、国際出願の受領日に納付義務が生じる。納付期日から 1 月以内に当該手数料が納付されない場合は、国際出願の転送請求は、取下とみなされる。

(3) (1)にいう国際手数料は、協定に定める期限内に、協定に定める方法により、直接国際事務局に納付しなければならない。

(4) ハンガリー特許庁の仲介を経てなされた国際出願の場合は、国際登録の日及び番号を登録簿に記録するものとする。

第 116/H 条

原産地名称の国際保護は、基礎を成す原産地名称の保護が消滅した場合に消滅する。

第 116/I 条 国際事務局により登録された国際原産地名称

(1) 国際事務局により登録された国際原産地名称は、協定に基づく規則の規則 7(1)に定める日から、ハンガリー特許庁に適正になされた原産地名称の登録出願と同一の効力を有する。

(2) 国際登録は、ハンガリー特許庁が、協定第 5 条(3)に基づいて、ハンガリー共和国に適用される原産地名称の保護を拒絶しないか又は拒絶を取り下げる場合は、(1)に定める日から、ハンガリー特許庁が行った登録と同一の効力の保護を与える。

第 116/J 条

(1) 国際登録の通知の後、ハンガリー特許庁は、国際出願に関する公式情報を公報で公表する(データ伝達)。データ伝達には、次のデータを含めるものとする。

(a) 原産地名称の名称

(b) 国際登録の番号

(c) 国際登録の日

(d) 国際事務局の公報における公表の日及び公報の公表掲載号

(2) ハンガリー特許庁が、協定第 5 条(3)に基づいて、ハンガリー共和国に拡張される原産地名称の保護を拒絶しないか又は拒絶を取り下げる場合は、同庁は、(1)にいうデータを表示することにより、これに関する公式情報を公表する。

第 116/K 条

(1) データ伝達の後には、何人も、出願の内容を構成する原産地名称又は出願が本法に定める登録要件を満たしていない旨の意見をハンガリー特許局に提出することができる。

(2) 国際事務局によって登録された国際出願に関し、ハンガリー特許庁は、第 60 条に基づいて調査報告を作成し、かつ、第 113 条(5)に基づいて実体審査を行う。

(3) 国際出願が第 113 条(5)に基づいて審査された要件を満たしていない場合は、協定に定める方法により、協定に定める期限内に、国際事務局に通知する(仮拒絶)。

(4) 出願を拒絶すること(第 61 条(4))又は出願を取下とみなすこと(第 61 条(5))が認められる場合は、ハンガリー特許庁は、ハンガリー共和国に適用される原産地名称の保護が拒絶される旨を国際事務局に通知する(最終拒絶)。そうでない場合は、仮拒絶が取り下げられる旨を国際事務局に通知する。

(5) ハンガリー特許庁が(3)に基づく仮拒絶の通知をしない場合は、仮拒絶について定める期限の到来の翌日を登録日とする。ハンガリー特許庁が(3)に基づく仮拒絶を取り下げる場合は、当該裁定の日を登録日とみなす。

第 IX 部 最終規定

第 XVIII 章 施行、経過規定及び改訂規定

第 117 条 本法の施行に関する規定の制定及び経過規定

(1) 本法は、1997 年 7 月 1 日に施行する。その規定は、(2)に定める例外を除き、本法の施行後に開始する手続に限り適用される。

(2) 第 42 条の規定は、係属していた事項にも準用する。

(3) 本法の施行前における商標の使用は、商標保護の範囲、商標使用の概念及び商標侵害に関して、以前に適用された規定に従わなければならない。

(4) 商標の使用の黙認及び商標の不使用に係る法的効果について本法に定める期間は、最も早くて施行の日に開始するものとする。当該商標がハンガリーにおいて使用されない 5 年間で本法の施行後に満了した場合であっても、以前に適用された規定に基づいて商標保護を権利取消とすることもできる。

第 118 条

(1) 第 103 条(3)を適用除外して、食料品について伝統的に使用されている一定の地理的名称は、当該食料品の生産の原料として用いられる生きた動物、食肉及びミルクが、加工区域よりも広いか又は加工区域とは異なる地理的区域から来た場合であっても、原産地名称として扱う。ただし、次のことを条件とする。

(a) 育成区域を特定することができること

(b) 当該原料の生産のための特別の条件が存在すること、また

(c) これらの条件の遵守を確保するための検査体制が存在すること

(2) (1)に基づく伝統的食料品の地理的表示の保護は、本法の施行から 2 年以内は主張することができる。

(3) 本法により、原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定に基づいて維持される国内登録簿に、本法の施行前に、記録された原産地名称にも保護を与えることができる。これらの原産地名称は、地理的表示登録簿に記録され、関連の情報がハンガリー特許庁の公報で公表される。

第 119 条—第 120 条 (廃止)

第 121 条 授権

(1) 政府は、次のことを授権される。

(a) 商標出願及び更新請求の電子様式での提出に係る細目規則を命令によって制定すること

(b) 次の事項に関する細目規則を命令によって制定すること。すなわち、農産品及び食料品、蒸留酒及びぶどう酒の地理的表示の保護のための手続に関するもの、生產品の検査及びそれに関係する手続費用に関するもの、検査の過程で科せられることがある罰金の額に関するもの、規則 110/2008/EC 第 20 条及び規則 479/2008/EC 第 51 条に基づき保護が付与される蒸留酒及びぶどう酒の場合の、生產品明細書の提出に関するもの、生產品の市販及び生産について問題となる条件に関するもの、並びに地理的表示の使用禁止地域及び検査機関の指定に関

するもの。

(2) 司法担当大臣は、ハンガリー特許庁長官と協議し、かつ、ハンガリー特許庁に対する監督権を行使する大臣の合意を得て、商標出願及び地理的表示の保護出願に係る細目方式要件を命令によって制定することを授権される。

第 122 条 欧州連合の法律の遵守

(1) 本法は、欧州連合の次の法律を遵守している。

(a) 知的所有権の執行に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会指令 2004/48/EC

(b) 商標に関する加盟国の法律を近付けるための 2008 年 10 月 22 日の欧州議会及び理事会指令 2008/95/EC

(2) 本法は、欧州連合の次の法律を実施するために必要な規則を定める。

(a) 共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No. 40/94

(b) 農産品及び食料品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する 2006 年 3 月 20 日の理事会規則(EC)No. 510/2006

(c) 農産品及び食料品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する理事会規則(EC)No. 510/2006 の実施についての細目規則を定める 2006 年 12 月 14 日の委員会規則(EC)No. 1898/2006

(d) 理事会規則(EEC)No. 1576/89 を廃止する、蒸留酒の定義、説明、呈示、ラベル付け及び地理的表示の保護に関する 2008 年 1 月 15 日の欧州議会及び理事会規則(EC)No. 110/2008 第 III 章

(e) 規則(EC)No. 1493/1999, (EC)No. 1782/2003, (EC)No. 1290/2005, (EC)No. 3/2008 を修正し、規則(EEC)No. 2392/86 及び(EC)No. 1493/1999 を廃止する、ぶどう酒市場の共通化に関する 2008 年 4 月 29 日の理事会規則(EC)No. 479/2008 第 IV 章